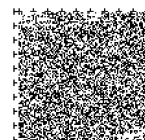
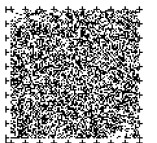


# 第4次太田市障害者福祉計画

平成29年 6月

太 田 市





はじめに

「新生太田総合計画」に基づく個別計画として「第3次太田市障がい者福祉計画」を平成24年3月に策定し、「すべての人にやさしいまち～おおた～」を基本理念に、障がいを持つ持たないにかかわらず、すべての市民が潤いと安らぎを感じながら生活続けることができるように計画を開始してから、早くも5年の年月が経過しました。

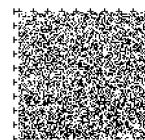
この間に我が国では、「障害者の権利に関する条約」の批准（平成26年1月）に向けて国内の法整備が進められ、平成24年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」、平成25年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されました。その後も、平成28年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されるなど、障がい者を取り巻く環境や福祉施策は、目まぐるしく変化しています。また、本市においても、平成29年4月に「人と自然にやさしく、品格のあるまち太田」を将来都市像に掲げた「第2次太田市総合計画」がスタートしました。

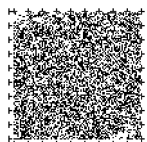
本計画は、そうした障がい者施策の変化に正しく対応するとともに、第2次太田市総合計画が基本目標の一つとする「みんなで支える福祉のまちづくり」を達成するための個別計画として、着実な推進を図って参ります。皆様の深いご理解とあたたかいご協力を引き続きお願い申し上げます。

終わりに、本計画策定に当たりご協力をいただきました関係者の皆様、貴重な御意見を寄せて下さいました市民の皆様に、心より感謝申し上げます。

平成29年6月

太田市長 清水聖義

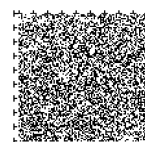




# 太田市障がい者福祉計画

## 《 目 次 》

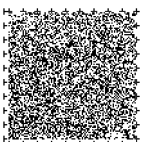
第1章 計画の概要	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の目的	2
第3節 計画の位置づけ	2
第4節 計画の期間	3
第5節 計画の対象者	4
第2章 障がい者の現状と福祉施策等の現状	5
第1節 人口・世帯の状況	5
第2節 障がい者の状況	6
第3節 アンケート調査の結果	12
第4節 ヒアリング結果からみる福祉団体の現状	24
第5節 「第3次太田市障がい者福祉計画」の推進状況	27
第3章 障がい者施策推進のための主要課題と基本的考え方	29
第1節 障がい者施策推進のための主要課題	29
第2節 障がい者施策推進のための基本的考え方	31
第4章 障がい者施策推進の基本方向	33
第1節 施策展開の基本方針	33
第2節 施策の体系	37
第5章 障がい者施策の総合的展開	38
第1節 重点プロジェクト	38
第2節 障がい者施策の総合的展開	40
第6章 計画の推進	63
第1節 各主体の役割	63
第2節 計画の推進	65
資料編	66
計画の策定経過	66



※「障害者」の「障がい者」の表記について

太田市では、人にやさしい行政の取り組みとして、平成 17 年度から市で使用する「障害者」などの「害」の字の表記について、ひらがなで表記しています。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、固有名詞については、変更せずに、引き続き「害」の字を使用しています。このため、本計画においても「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。



# 第1章 計画の概要

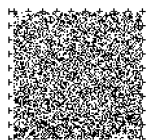
## 第1節 計画策定の趣旨

本市では、障害者基本法に基づく「第3次太田市障がい者福祉計画」を平成24年3月に策定し、障がいの有無にかかわらず、すべての市民が互いに人格と個性を尊重し、地域の中で安心していきいきと暮らすことのできる社会の実現を目指し、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

一方、障がい者施策をめぐる国の動向は、新たな社会環境や国際情勢などを踏まえ第3次計画の策定以降も目まぐるしく変化しています。平成24年には「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」へ改正され、谷間のない支援提供のための障がい者の範囲の変更（難病等の追加）や障害程度区分から支援区分への改定、重度訪問介護の対象拡大、共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化、地域移行支援の対象の拡大、地域生活支援事業の追加など、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備が成され、更に、平成25年に成立した「障害者差別解消法」では、国の行政機関や地方公共団体での「障害を理由とする不当な差別的取扱い」や「障害者への合理的配慮の不提供」が禁止とされ、平成28年4月に施行されました。

国の計画の面では、平成15年に計画期間10年の「第2次障害者基本計画」が策定され、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念のもと、総合的かつ効果的に障害者施策が推進されましたが、平成25年には、平成23年の障害者基本法改正の内容を踏まえ、①地域社会における共生等、②差別の禁止、③国際的協調、などを基本原則に盛り込むとともに、新たに「安全・安心」、「差別の解消と権利擁護の推進」、「行政サービス等における配慮」を基本的方向に加えた「障害者基本計画（第3次）（平成25年度～29年度）」が策定されました。

この度、第3次太田市障がい者福祉計画の期間満了にあたり、「第2次太田市総合計画」が示す将来像「人と自然にやさしく、品格のあるまち太田」に向けて、引き続き障がい者施策を推進するために、これまでの施策の進捗状況及び関係法令や社会環境等の変化を踏まえた「第4次太田市障がい者福祉計画」を策定するものです。



## 第2節 計画の目的

本計画は、障がいのある人も一般市民と同様な普通の（ノーマルな）生活や権利が保障される環境づくりを目指すノーマライゼーションの理念のもとで、障がいの有無に関わらず、互いを尊重し暮らせる共生社会の構築を目指し、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。

本市では、平成24年度から平成28年度までを計画期間とする「第3次太田市障がい者福祉計画」を策定し、障がい者施策の充実を図ってきました。その間、障がい者福祉制度の変革などにより、障がいのある人をめぐる動向は大きく変化してきています。本計画は、障がいのある人の新たなニーズに対応するために、策定するものです。

## 第3節 計画の位置づけ

### (1) 障がい者計画の法的位置づけ

本障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」です。

### (2) 他の計画との関係

本計画は、「第2次太田市総合計画」の部門別計画として位置づけるとともに、国の「障害者基本計画（第3次）」及び群馬県の「バリアフリーぐんま 障害者プラン6」との整合を図った計画です。また、平成27年策定の「第4期太田市障がい福祉計画」の上位計画となるとともに、本市の各種関連計画と連携する計画です。

#### ■ 「障がい者計画」と

#### 「障がい福祉計画」の関係

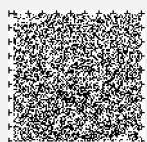
- 「障がい者計画」は、「障害者基本法」に基づく障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画
- 「障がい福祉計画」は障がい者計画の中の「生活支援」に関わる事項中、障がい福祉サービスに関する3年間の実施計画的な位置づけ

#### 障害者基本法に基づく障害者計画

#### 国の「障害者基本計画」の枠組み

- I 基本的な方針
- II 重点的に取り組むべき課題
- III 分野別施策の基本的方向
  - 1 啓発・広報
  - 2 生活支援
  - 3 生活環境
  - 4 教育・育成
  - 5 雇用・就業
  - 6 保健・医療
  - 7 情報・コミュニケーション
  - 8 国際協力
- IV 推進体制等

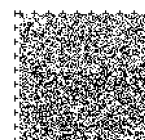
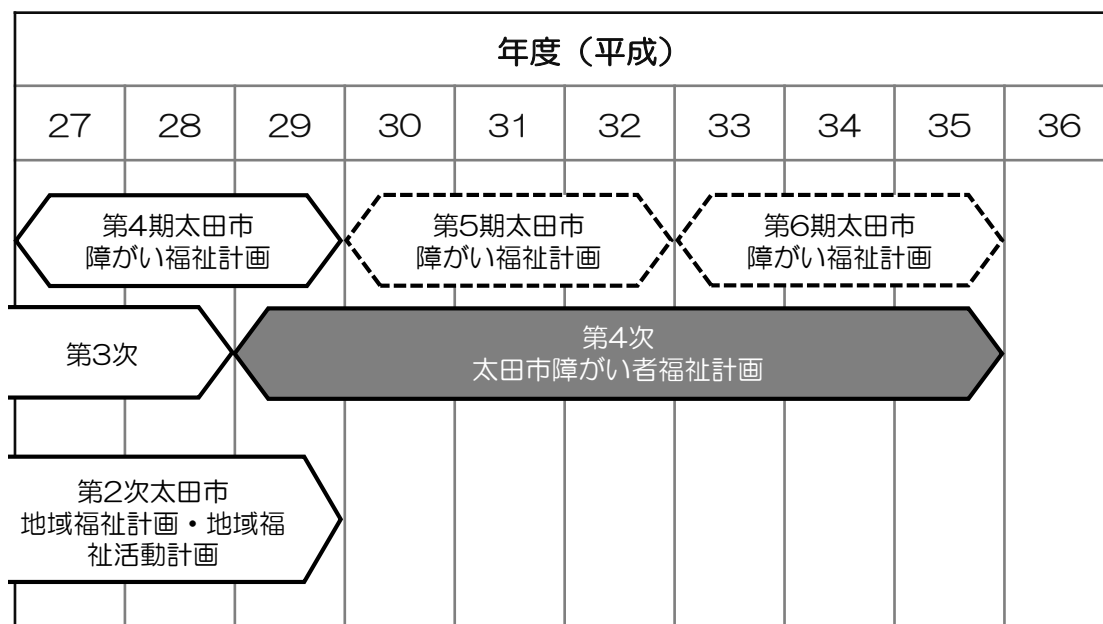
#### 障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画





## 第4節 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度を初年度とし、平成35年までの7年間とします。  
また、今後、障がい者に関する法律の改正や新規の法律の制定などが行われた場合、必要に応じて、計画の修正・見直しを行います。



## 第5節 計画の対象者

本計画では、以下に示す障害者基本法第2条が定義する障がい者を施策の対象とします。ただし、具体的事業の対象となる障がい者の範囲は、個別の法令等の規程によりそれぞれ限定されます。

障害者基本法（平成25年6月改正）より抜粋  
（定義）

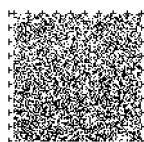
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

※高次脳機能障害については、「精神障害」に含まれます。

難病に起因する障害については、「その他の心身の機能の障害」に含まれます。

なお、本計画は、障がいのある人もない人も分け隔てなくともに生きる共生社会の実現を目指す計画です。従って、すべての市民が計画の当事者となります。



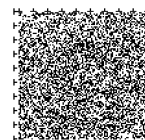
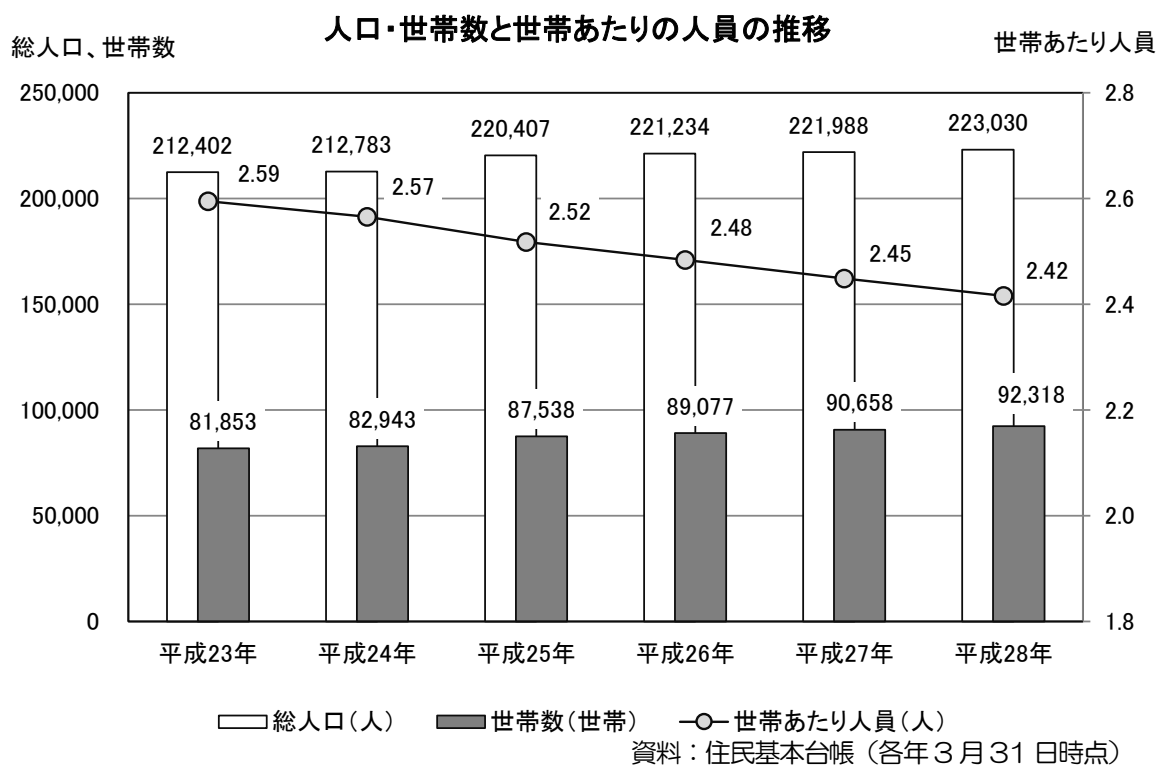
## 第2章 障がい者の現状と福祉施策等の現状

### 第1節 人口・世帯の状況

#### (1) 人口・世帯数

本市の人口はゆるやかに増加しています。平成28年3月31日時点での総人口は223,030人で、平成23年からの5年間で10,628人増加しました。

また、世帯数も人口の伸びを上回る速さで増加を続けており、平成28年3月31日時点では92,318世帯、世帯人口は2.42人と、5年間で0.17人減少しました。



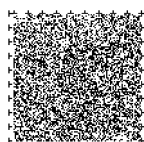
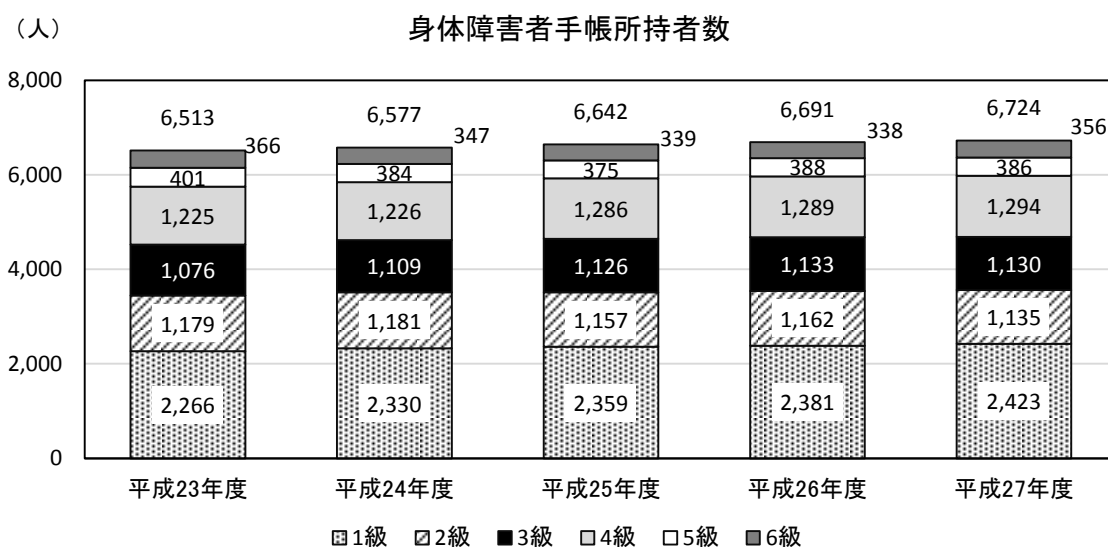
## 第2節 障がい者の状況

### (1) 障がいの等級別身体障害者手帳保持者数

身体障害者手帳の所持者は、近年ゆるやかな増加傾向にあり、平成27年度末には6,724人となっています。

手帳の等級については、いずれの年も1級と2級を合わせた数が5割強となっていますが、1級が人数、割合とも増えている一方で、2級はともに減少しています。

また、平成23年度から平成27年度までの所持者数合計の伸び率は3.2%となっています。

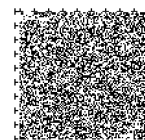


等級別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

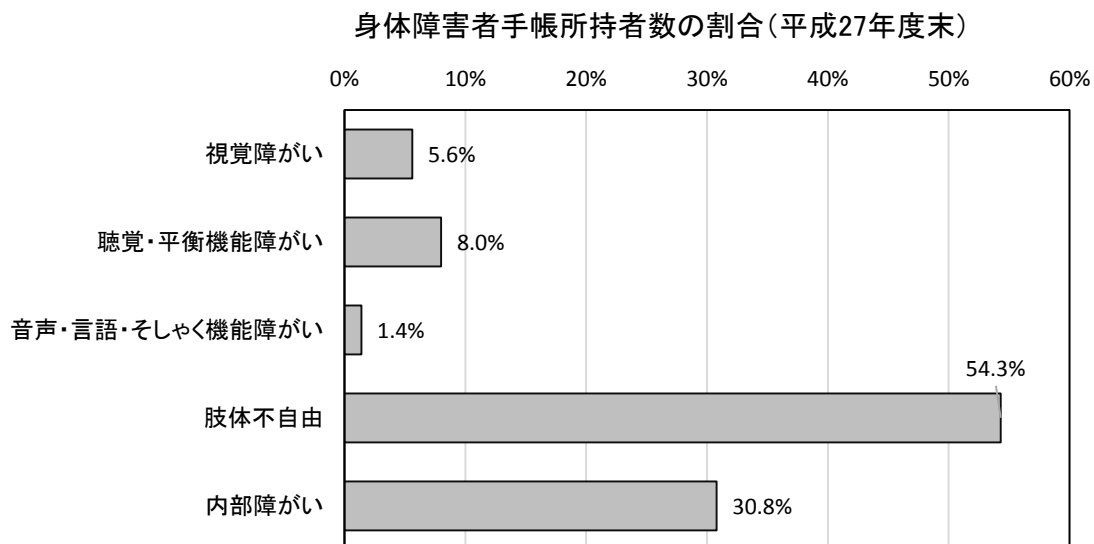
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	伸び率 H23→H27
等 級	合計	6,513 100.0%	6,577 100.0%	6,642 100.0%	6,691 100.0%	6,724 100.0%	3.2%
	1 級	2,266 34.8%	2,330 35.4%	2,359 35.5%	2,381 35.6%	2,423 36.0%	6.9%
	2 級	1,179 18.1%	1,181 18.0%	1,157 17.4%	1,162 17.4%	1,135 16.9%	-3.7%
	3 級	1,076 16.5%	1,109 16.9%	1,126 17.0%	1,133 16.9%	1,130 16.8%	5.0%
	4 級	1,225 18.8%	1,226 18.6%	1,286 19.4%	1,289 19.3%	1,294 19.2%	5.6%
	5 級	401 6.2%	384 5.8%	375 5.7%	388 5.8%	386 5.7%	-3.7%
	6 級	366 5.6%	347 5.3%	339 5.1%	338 5.1%	356 5.3%	-2.7%

出典：障がい福祉課資料（各年度末現在）



## (2) 障がい種類別身体障害者手帳所持者数

平成 27 年度の障がい種類別身体障害者手帳保持者数の内訳をみると、肢体不自由が 3,648 人で 54.3%を占め、次いで内部障書が 2,071 人で 30.8%となっています。

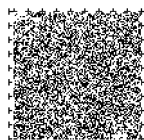


障がい別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

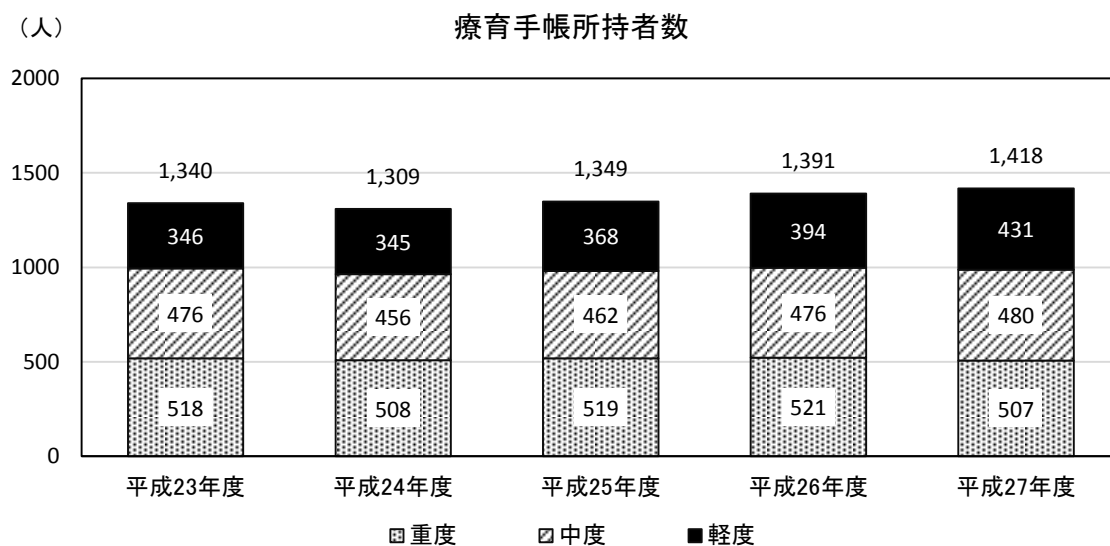
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	伸び率 H23→H27
障 が い の 種 類	合計	6,513 100.0%	6,577 100.0%	6,642 100.0%	6,691 100.0%	6,724 100.0%	3.2%
	視覚障がい	389 6.0%	385 5.9%	379 5.7%	373 5.6%	373 5.6%	-4.1%
	聴覚・平衡機能 障がい	535 8.2%	538 8.2%	534 8.0%	525 7.9%	539 8.0%	0.8%
	音声・言語・ そしゃく機能障がい	94 1.4%	94 1.4%	92 1.4%	96 1.4%	93 1.4%	-1.1%
	肢体不自由	3,679 56.5%	3,697 56.2%	3,725 56.1%	3,712 55.5%	3,648 54.3%	-0.8%
	内部障がい	1,816 27.9%	1,863 28.3%	1,912 28.8%	1,985 29.7%	2,071 30.8%	14.0%

出典：障がい福祉課資料（各年度末現在）



### (3) 療育手帳所持者数

療育手帳所持者は、近年増加傾向であり、平成 27 年度末では 1,418 人となっています。増加が著しいのは、軽度 (B2) の方で、平成 23 年度に比べ 85 人 (24.6%) の増加となっています。

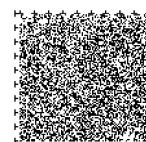


等級別療育手帳所持者数の推移

(単位: 人)

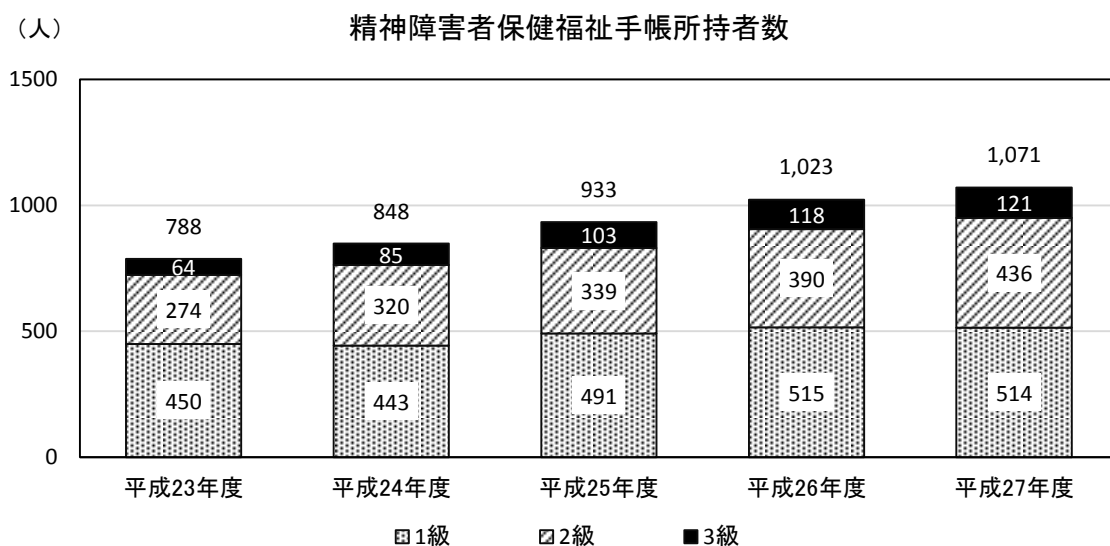
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	伸び率 H23→H27
等級 (※)	合計	1,340 100.0%	1,309 100.0%	1,349 100.0%	1,391 100.0%	1,418 100.0%	5.8%
	重度 (A1~A3)	518 38.7%	508 38.8%	519 38.5%	521 37.5%	507 35.8%	-2.1%
	中度 (B1)	476 35.5%	456 34.8%	462 34.3%	476 34.2%	480 33.9%	0.8%
	軽度 (B2)	346 25.8%	345 26.4%	368 27.3%	394 28.3%	431 30.4%	24.6%

出典：障がい福祉課資料 (各年度末現在)



#### (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者についても、近年増加傾向となっており、平成 27 年度末では 1,071 人と、平成 23 年度末の 788 人から 283 人 (35.9%) 増加しています。なかでも、増加が大きいのは 3 級 (57 人、89.1%増) と 2 級 (162 人、59.1%増) となっています。

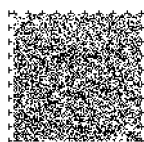


等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：人)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	伸び率 H23→H27
等級	合計	788 100.0%	848 100.0%	933 100.0%	1,023 100.0%	1,071 100.0%	35.9%
	1 級	450 57.1%	443 52.2%	491 52.6%	515 50.3%	514 48.0%	14.2%
	2 級	274 34.8%	320 37.7%	339 36.3%	390 38.1%	436 40.7%	59.1%
	3 級	64 8.1%	85 10.0%	103 11.0%	118 11.5%	121 11.3%	89.1%

出典：障がい福祉課資料（各年度末現在）





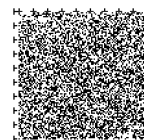
(5) 自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）受給者数

自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）受給者数については、近年増加傾向にあり、平成27年度末では1,906人となっています。

自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)疾患別受給者数 (単位:人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
合計	1,522	1,468	1,611	1,833	1,906
更生医療	49	47	60	68	87
育成医療			59	59	70
精神通院医療	1,473	1,421	1,492	1,706	1,749

出典：障がい福祉課資料（各年度末現在）



### 第3節 アンケート調査の結果

#### (1) 調査の目的

本調査は、「第4次太田市障がい者福祉計画」の策定の基礎資料とするため、障がい者の現在の生活状況や今後の要望等を把握することを目的として実施しました。

#### (2) 調査の対象者及び実施概要

調査の対象者及び実施時期等は次のとおりです。

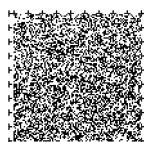
調査対象者数	抽出方法	対象人数
身体障がい者	・身体障害者手帳所持者の中から無作為で抽出 ・福祉サービス利用者の中から無作為で抽出	500人
知的障がい者	・療育手帳所持者の中から無作為で抽出 ・福祉サービス利用者の中から無作為で抽出	600人
精神障がい者	・精神障害者福祉手帳所持者の中から無作為で抽出 ・福祉サービス利用者の中から無作為で抽出	400人
計		1,500人

対象地域	調査形式	配布・回収方法	アンケート実施時期
太田市全域	アンケート調査	郵送配布・回収	平成28年10月20日から 平成28年11月13日まで

#### (3) 回収結果

この調査の回収結果は次のとおりです。

区分	調査票配布数	有効回収数	有効回収率
身体障がい者	500	282	56.4%
知的障がい者	600	331	55.2%
精神障がい者	400	236	59.0%
計	1,500	849	56.6%



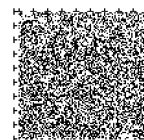
#### (4) 主な調査結果

##### ■あなたの収入は次のうちどれですか。(問8)

項目	全体		身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者	
	度数	構成比	度数	構成比	度数	構成比	度数	構成比
1.一般企業の給与・賃金	90	10.6%	37	13.1%	32	9.7%	21	8.9%
2.自営業による収入	19	2.2%	17	6.0%	1	0.3%	1	0.4%
3.福祉サービス事業所	127	15.0%	9	3.2%	78	23.6%	40	17.0%
4.障害年金	450	53.0%	95	33.7%	205	61.9%	150	63.6%
5.障がいを原因としない年金	128	15.1%	113	40.1%	4	1.2%	11	4.7%
6.各種手当	42	5.0%	14	5.0%	25	7.6%	3	1.3%
7.心身障害者扶養共済年金	10	1.2%	1	0.4%	8	2.4%	1	0.4%
8.生活保護	35	4.1%	12	4.3%	1	0.3%	22	9.3%
9.親・家族からの支援	96	11.3%	14	5.0%	45	13.6%	37	15.7%
10.その他	4	0.5%	3	1.1%	0	0.0%	1	0.4%
11.無収入	79	9.3%	14	5.0%	50	15.1%	15	6.4%
無回答	26	3.1%	13	4.6%	7	2.1%	6	2.5%
回答者数	849	-	282	-	331	-	236	-

回答全体でみると、「障害年金」(53.0%)、「障がいを原因としない年金」(15.1%)、「福祉サービス事業所」(15.0%) などが多い回答となっています。

障がいの種類別にみると、身体障がい者では「障がいを原因としない年金」、知的障がい者と精神障がい者では「障害年金」がそれぞれ最も多い回答となっています。

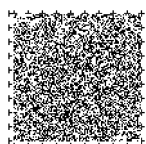


■保護者の方にお聞きします。幼稚園、保育園、学校に望むものは何ですか。(問14)

項目	全体		身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者	
	度数	構成比	度数	構成比	度数	構成比	度数	構成比
1.相談体制を充実してほしい	42	41.2%	4	28.6%	34	44.7%	4	33.3%
2.能力や障がいの状態に応じた指導をしてほしい	68	66.7%	8	57.1%	57	75.0%	3	25.0%
3.施設、設備、教材などを充実してほしい	32	31.4%	7	50.0%	24	31.6%	1	8.3%
4.通常の学校への受入れを進めてほしい	10	9.8%	2	14.3%	7	9.2%	1	8.3%
5.まわりの子どもたちの理解を深めるような交流の機会を増やしてほしい	26	25.5%	4	28.6%	20	26.3%	2	16.7%
6.医療的ケアを受けられるようにしてほしい	5	4.9%	3	21.4%	2	2.6%	0	0.0%
7.療育指導が受けられるようにしてほしい	44	43.1%	5	35.7%	38	50.0%	1	8.3%
8.通常学校での支援促進	15	14.7%	3	21.4%	11	14.5%	1	8.3%
9.障がいを理由としたいじめや不登校等の対応	22	21.6%	3	21.4%	17	22.4%	2	16.7%
10.その他	8	7.8%	0	0.0%	8	10.5%	0	0.0%
11.特に望むことはない	4	3.9%	0	0.0%	3	4.0%	1	8.3%
無回答	18	17.7%	6	42.9%	6	7.9%	6	50.0%
回答者数	102	-	14	-	76	-	12	-
非該当	747	-	268	-	255	-	224	-

回答全体でみると、「能力や障がいの状態に応じた指導をしてほしい」(66.7%)、「療育指導が受けられるようにしてほしい」(43.1%)、「相談体制を充実してほしい」(41.2%) などが多い回答となっています。

障がいの種類別にみても「能力や障がいの状態に応じた指導をしてほしい」が、いずれの障がい者についても、最も多い回答となっています。

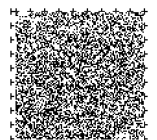


■あなたは働くうえでどのようなことが重要だと思いますか。(問 19)

項目	全体		身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者	
	度数	構成比	度数	構成比	度数	構成比	度数	構成比
1.能力に合った仕事であること	107	42.0%	21	31.8%	47	42.7%	39	49.4%
2.障がいを持った勤務条件であること	71	27.8%	23	34.9%	26	23.6%	22	27.9%
3.給与・賃金が妥当であること	59	23.1%	18	27.3%	21	19.1%	20	25.3%
4.障がいのある人に配慮した設備が整っていること	49	19.2%	9	13.6%	21	19.1%	19	24.1%
5.通勤手段があること	52	20.4%	6	9.1%	34	30.9%	12	15.2%
6.障がいに対する周囲の理解があること	91	35.7%	11	16.7%	43	39.1%	37	46.8%
7.自分のやりたい、または、やりがいのある仕事であること	66	25.9%	16	24.2%	25	22.7%	25	31.7%
8.就労のための職業訓練が充実すること	19	7.5%	2	3.0%	7	6.4%	10	12.7%
9.その他	4	1.6%	1	1.5%	2	1.8%	1	1.3%
10.特になし	15	5.9%	8	12.1%	5	4.6%	2	2.5%
無回答	22	8.6%	8	12.1%	8	7.3%	6	7.6%
回答者数	255	-	66	-	110	-	79	-
非該当	594	-	216	-	221	-	157	-

回答全体でみると、「能力に合った仕事であること」(42.0%)、「障がいに対する周囲の理解があること」(35.7%)、「障がいを持った勤務条件であること」(27.8%)などが多い回答となっています。

障がいの種類別にみると、身体障がい者では「障がいを持った勤務条件であること」、知的障がい者と精神障がい者では「能力に合った仕事であること」が最も多い回答となっています。

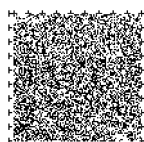


■あなたが外出するとき困ること。または、整備が必要と思われることは何ですか。  
(問24)

項目	全体		身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者	
	度数	構成比	度数	構成比	度数	構成比	度数	構成比
1.公共交通機関が利用しづらい	178	21.0%	58	20.6%	66	19.9%	54	22.9%
2.建物がバリアフリー化されていない	100	11.8%	53	18.8%	31	9.4%	16	6.8%
3.歩道や出入口等に段差がある	138	16.3%	70	24.8%	44	13.3%	24	10.2%
4.障がい者駐車場が少ない、利用できない	144	17.0%	67	23.8%	53	16.0%	24	10.2%
5.視覚障がい者のための点字ブロックや音声付信号機が整備されていない	14	1.7%	12	4.3%	0	0.0%	2	0.9%
6.案内表示がわかりづらい	31	3.7%	11	3.9%	8	2.4%	12	5.1%
7.障がい者が利用できるトイレが少ない	125	14.7%	47	16.7%	64	19.3%	14	5.9%
8.交通費等の費用が負担である	123	14.5%	35	12.4%	23	7.0%	65	27.5%
9.外出時に介助等の福祉サービスが必要となる	61	7.2%	25	8.9%	25	7.6%	11	4.7%
10.外出時に利用したい福祉サービスを使うことができない	60	7.1%	23	8.2%	25	7.6%	12	5.1%
11.自分の意思を伝えられない、理解してもらえない	118	13.9%	16	5.7%	82	24.8%	20	8.5%
12.知らない人に話しかけられる	32	3.8%	6	2.1%	14	4.2%	12	5.1%
13.周囲の視線が気になる	126	14.8%	15	5.3%	63	19.0%	48	20.3%
14.困った時に助けてもらえない	80	9.4%	22	7.8%	35	10.6%	23	9.8%
15.その他	28	3.3%	11	3.9%	5	1.5%	12	5.1%
16.特に困っていない	168	19.8%	65	23.1%	56	16.9%	47	19.9%
無回答	162	19.1%	50	17.7%	67	20.2%	45	19.1%
回答者数	849	-	282	-	331	-	236	-

回答全体で見ると、「公共交通機関が利用しづらい」(21.0%)、「障がい者用駐車場が少ない、利用できない」(17.0%)、「歩道や出入口等に段差がある」(16.3%)などが多い回答となっています。

障がいの種類別にみると、身体障がい者では「歩道や出入口等に段差がある」、知的障がい者では「自分の意思を伝えられない、理解してもらえない」、精神障がい者では「交通費等の費用が負担である」がそれぞれ最も多い回答となっています。

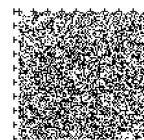


■あなたが現在（将来）、日常生活の中で心配していることは何ですか。（問 25）

項目	全体		身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者	
	度数	構成比	度数	構成比	度数	構成比	度数	構成比
1.自分の健康・病気の治療のこと	510	60.1%	187	66.3%	153	46.2%	170	72.0%
2.生活費のこと	312	36.8%	83	29.4%	85	25.7%	144	61.0%
3.介助・介護のこと	220	25.9%	85	30.1%	84	25.4%	51	21.6%
4.家事（炊事・洗濯・掃除など）のこと	203	23.9%	59	20.9%	67	20.2%	77	32.6%
5.住まいのこと	175	20.6%	32	11.4%	64	19.3%	79	33.5%
6.外出や移動のこと	191	22.5%	56	19.9%	69	20.9%	66	28.0%
7.就学や進学のこと	44	5.2%	4	1.4%	35	10.6%	5	2.1%
8.仕事や就職のこと	161	19.0%	21	7.5%	57	17.2%	83	35.2%
9.緊急時や災害時のこと	239	28.2%	76	27.0%	95	28.7%	68	28.8%
10.家族・学校・職場などでの人間関係のこと	110	13.0%	16	5.7%	39	11.8%	55	23.3%
11.親亡き後のこと	344	40.5%	25	8.9%	212	64.1%	107	45.3%
12.その他	11	1.3%	4	1.4%	3	0.9%	4	1.7%
13.特にない	49	5.8%	25	8.9%	21	6.3%	3	1.3%
無回答	62	7.3%	25	8.9%	26	7.9%	11	4.7%
回答者数	849	-	282	-	331	-	236	-

回答全体でみると、「自分の健康・病気の治療のこと」（60.1%）、「親亡き後のこと」（40.5%）、「生活費のこと」（36.8%）などが多い回答となっています。

障がいの種類別にみると、身体障がい者と精神障がい者では「自分の健康・病気の治療のこと」、知的障がい者では「親亡き後のこと」がそれぞれ最も多い回答となっています。

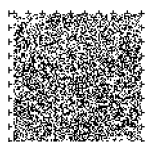


■あなたは福祉サービスに関する情報をどこから得ていますか。(問31)

項目	全体		身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者	
	度数	構成比	度数	構成比	度数	構成比	度数	構成比
1.家族や親せき	201	23.7%	74	26.2%	76	23.0%	51	21.6%
2.友人や知人	108	12.7%	37	13.1%	49	14.8%	22	9.3%
3.学校や職場	61	7.2%	4	1.4%	47	14.2%	10	4.2%
4.医療機関	129	15.2%	38	13.5%	22	6.7%	69	29.2%
5.障がい福祉サービス事業所	206	24.3%	32	11.4%	111	33.5%	63	26.7%
6.相談支援事業所	107	12.6%	15	5.3%	50	15.1%	42	17.8%
7.ヘルパー	39	4.6%	21	7.5%	7	2.1%	11	4.7%
8.市役所の窓口(障がい福祉課など)	159	18.7%	58	20.6%	49	14.8%	52	22.0%
9.障がい者相談支援センター(市役所内)	66	7.8%	23	8.2%	22	6.7%	21	8.9%
10.障がい者団体、障がい者支援団体	64	7.5%	21	7.5%	28	8.5%	15	6.4%
11.テレビ・ラジオ・新聞・雑誌	105	12.4%	54	19.2%	21	6.3%	30	12.7%
12.インターネット	50	5.9%	13	4.6%	11	3.3%	26	11.0%
13.その他	11	1.3%	4	1.4%	2	0.6%	5	2.1%
14.特に情報を入手してない	137	16.1%	47	16.7%	61	18.4%	29	12.3%
無回答	78	9.2%	30	10.6%	34	10.3%	14	5.9%
回答者数	849	-	282	-	331	-	236	-

回答全体で見ると、「障がい福祉サービス事業所」(24.3%)、「家族や親せき」(23.7%)、「市役所の窓口(障がい福祉課など)」(18.7%)などが多い回答となっています。また、「特に情報を入手してない」も16.1%の回答となっています。

障がいの種類別にみると、「家族や親せき」を除くと、身体障がい者では「市役所の窓口(障がい福祉課など)」、知的障がい者では「障がい福祉サービス事業所」、精神障がい者では「医療機関」が最も多い回答となっています。



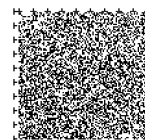


■あなたは情報を入力したり、コミュニケーションをとるうえで困ることはありますか。  
(問32)

項目	全体		身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者	
	度数	構成比	度数	構成比	度数	構成比	度数	構成比
1.案内表示がわかりにくい	62	7.3%	26	9.2%	15	4.5%	21	8.9%
2.音声情報や文字情報が少ない	36	4.2%	19	6.7%	9	2.7%	8	3.4%
3.問い合わせ情報にFAX番号やメールアドレスの記載がない	23	2.7%	8	2.8%	4	1.2%	11	4.7%
4.面と向かって話すのが苦手	151	17.8%	23	8.2%	50	15.1%	78	33.1%
5.話をうまく組み立てられない、うまく質問できない	184	21.7%	28	9.9%	82	24.8%	74	31.4%
6.読むことが難しかったり、複雑な文章表現で分かりにくい	141	16.6%	30	10.6%	73	22.1%	38	16.1%
7.難しい言葉や早口で話されるとわかりにくい	191	22.5%	51	18.1%	83	25.1%	57	24.2%
8.状況判断が困難なので、説明されても相手の意志や情報を正しく理解できない	167	19.7%	20	7.1%	93	28.1%	54	22.9%
9.その他	36	4.2%	11	3.9%	13	3.9%	12	5.1%
10.特に困ることはない	259	30.5%	116	41.1%	85	25.7%	58	24.6%
無回答	170	20.0%	60	21.3%	78	23.6%	32	13.6%
回答者数	849	-	282	-	331	-	236	-

回答全体でみると、「難しい言葉や早口で話されるとわかりにくい」(22.5%)、「話をうまく組み立てられない、うまく質問できない」(21.7%)、「状況判断が困難なので、説明されても相手の意志や情報を正しく理解できない」(19.7%)などが多い回答となっています。

障がいの種類別にみると、身体障がい者では「特に困ることはない」、知的障がい者では「状況判断が困難なので、説明されても相手の意志や情報を正しく理解できない」、精神障がい者では「面と向かって話すのが苦手」がそれぞれ最も多い回答となっています。

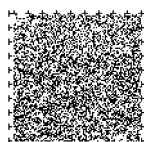


■日常生活や学校、職場で障がい者への差別や疎外感を感じたことはありますか。  
(問33)

項目	全体		身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者	
	度数	構成比	度数	構成比	度数	構成比	度数	構成比
1.普段の生活（住んでいる地域や自治会など）の中で感じた	163	19.2%	33	11.7%	80	24.2%	50	21.2%
2.教育（学校・幼稚園・保育園など）で感じた	67	7.9%	5	1.8%	46	13.9%	16	6.8%
3.雇用（会社など）で感じた	73	8.6%	16	5.7%	19	5.7%	38	16.1%
4.医療（病院や診療所など）で感じた	85	10.0%	14	5.0%	45	13.6%	26	11.0%
5.飲食店やサービス業で感じた	63	7.4%	15	5.3%	36	10.9%	12	5.1%
6.不動産（アパートを借りるときなど）で感じた	19	2.2%	7	2.5%	3	0.9%	9	3.8%
7.公共交通機関（駅・バスなど）で感じた	68	8.0%	18	6.4%	27	8.2%	23	9.8%
8.その他	16	1.9%	4	1.4%	8	2.4%	4	1.7%
9.感じたことはない・わからない	389	45.8%	148	52.5%	133	40.2%	108	45.8%
無回答	139	16.4%	62	22.0%	48	14.5%	29	12.3%
回答者数	849	-	282	-	331	-	236	-

回答全体でみると、日常生活や学校、職場で差別や疎外感を「感じたことはない・わからない」（45.8%）、「普段の生活（住んでいる地域や自治会など）の中で感じた」（19.2%）、「医療（病院や診療所など）で感じた」（10.0%）などが多い回答となっています。

障がいの種類別にみると、いずれの障がいでも「感じたことはない・わからない」が最も多い回答となっていますが、知的障がい者と精神障がい者では、「普段の生活（住んでいる地域や自治会など）の中で感じた」との回答が20%を超えて多くなっています。

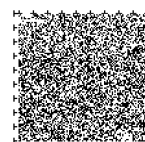


■障がい者への理解を深めるために力を入れるべきところは何だと思いますか。(問35)

項目	全体		身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者	
	度数	構成比	度数	構成比	度数	構成比	度数	構成比
1.スポーツ・文化活動などを通じた障がい者と地域の人々との交流	152	17.9%	43	15.3%	65	19.6%	44	18.6%
2.障がい福祉をテーマとした講座や講演会の開催	120	14.1%	37	13.1%	35	10.6%	48	20.3%
3.福祉施設を地域に開かれたものとする	158	18.6%	40	14.2%	84	25.4%	34	14.4%
4.学校での福祉教育の充実	188	22.1%	46	16.3%	107	32.3%	35	14.8%
5.障がい者の活動の積極的なPR	124	14.6%	36	12.8%	50	15.1%	38	16.1%
6.支援グループの育成	189	22.3%	36	12.8%	90	27.2%	63	26.7%
7.ボランティアの育成	176	20.7%	47	16.7%	86	26.0%	43	18.2%
8.障がい者自身が積極的に社会参加する	182	21.4%	55	19.5%	67	20.2%	60	25.4%
9.特にない	153	18.0%	70	24.8%	37	11.2%	46	19.5%
10.その他	21	2.5%	4	1.4%	5	1.5%	12	5.1%
無回答	172	20.3%	68	24.1%	65	19.6%	39	16.5%
回答者数	849	-	282	-	331	-	236	-

回答全体でみると、「支援グループの育成」(22.3%)、「学校での福祉教育の充実」(22.1%)、「障がい者自身が積極的に社会参加する」(21.4%)、「ボランティアの育成」(20.7%)、「福祉施設を地域に開かれたものにする」(18.6%) などが多い回答となっています。

障がいの種類別でみると、身体障がい者では「特にない」、知的障がい者では「学校での福祉教育の充実」、精神障がい者では「支援グループの育成」がそれぞれ最も多い回答となっています。

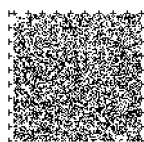


■あなたは大きな災害があったときに、どんな支援があったらいいと思いますか。  
(問 36)

項目	全体		身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者	
	度数	構成比	度数	構成比	度数	構成比	度数	構成比
1.歩いて行けるところで、プライバシーが守られる避難所	292	34.4%	75	26.6%	108	32.6%	109	46.2%
2.障がい者や高齢者が優先的に避難できる避難所	293	34.5%	108	38.3%	120	36.3%	65	27.5%
3.避難所で福祉サービスが受けられること	168	19.8%	58	20.6%	63	19.0%	47	19.9%
4.避難先で障がいに配慮してもらえること	313	36.9%	91	32.3%	138	41.7%	84	35.6%
5.いろいろな情報がもらえること	116	13.7%	50	17.7%	22	6.7%	44	18.6%
6.いつも服薬している薬の確保	308	36.3%	87	30.9%	103	31.1%	118	50.0%
7.誰かに一緒にいてもらえたり、不安な気持ちを聞いてもらえること	143	16.8%	28	9.9%	51	15.4%	64	27.1%
8.福祉用具等（車イスやストマ用装具など）の確保	65	7.7%	40	14.2%	17	5.1%	8	3.4%
9.非難したくないので、自宅に救援物資などを届けてくれること	108	12.7%	37	13.1%	40	12.1%	31	13.1%
10.経験がないのでわからない	116	13.7%	38	13.5%	54	16.3%	24	10.2%
11.特に思いつかない	52	6.1%	15	5.3%	26	7.9%	11	4.7%
12.その他	3	0.4%	1	0.4%	1	0.3%	1	0.4%
無回答	62	7.3%	26	9.2%	22	6.7%	14	5.9%
回答者数	849	-	282	-	331	-	236	-

回答全体でみると、「避難先で障がいに配慮してもらえること」(36.9%)、「いつも服薬している薬の確保」(36.3%)、「障がい者や高齢者が優先的に避難できる避難所」(34.5%)、「歩いていけるところで、プライバシーが守られる避難所」(34.4%) などが多い回答となっています。

障がいの種類別にみると、身体障がい者と知的障がい者では「障がい者や高齢者が優先的に避難できる避難所」、精神障がい者では「いつも服薬している薬の確保」がそれぞれ最も多い回答となっています。

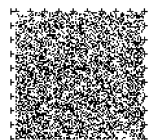


■障がい福祉施策に対して望むこと、取り組んでほしいことはありますか。(問38)

項目	全体		身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者	
	度数	構成比	度数	構成比	度数	構成比	度数	構成比
1.自宅での生活を支援する在宅サービスの充実	194	22.9%	84	29.8%	56	16.9%	54	22.9%
2.グループホームなどの地域で生活するための場所の充実	181	21.3%	20	7.1%	118	35.7%	43	18.2%
3.機能回復や地域生活に必要な訓練の充実	55	6.5%	28	9.9%	11	3.3%	16	6.8%
4.緊急時などにおけるショートステイの充実	148	17.4%	38	13.5%	93	28.1%	17	7.2%
5.児童発達支援や放課後等デイサービスの充実	44	5.2%	8	2.8%	33	10.0%	3	1.3%
6.年金や手当などの所得保障の充実	311	36.6%	102	36.2%	89	26.9%	120	50.9%
7.医療費の負担軽減	116	13.7%	38	13.5%	23	7.0%	55	23.3%
8.障がい者の就職や雇用施策の充実	145	17.1%	26	9.2%	51	15.4%	68	28.8%
9.就労移行支援や就労継続事業所の整備	56	6.6%	5	1.8%	28	8.5%	23	9.8%
10.困った時、悩んだ時のための相談窓口の充実	171	20.1%	37	13.1%	59	17.8%	75	31.8%
11.重度心身障がい者や強度行動障がい者の受け入れ先の整備	52	6.1%	8	2.8%	37	11.2%	7	3.0%
12.生活介護などの医療的ケアを受けられる施設の整備	105	12.4%	23	8.2%	66	19.9%	16	6.8%
13.障がい者のスポーツ、芸術、文化活動などに対する支援	37	4.4%	14	5.0%	14	4.2%	9	3.8%
14.公共交通の充実による移動の利便性の確保	83	9.8%	33	11.7%	24	7.3%	26	11.0%
15.道路の段差解消やバリアフリー化の推進	73	8.6%	45	16.0%	13	3.9%	15	6.4%
16.福祉教育やボランティア育成の推進	44	5.2%	12	4.3%	21	6.3%	11	4.7%
17.差別をなくすための人権教育や候補活動の推進	77	9.1%	19	6.7%	30	9.1%	28	11.9%
18.行政からの保健や福祉に関する情報提供の充実	71	8.4%	28	9.9%	24	7.3%	19	8.1%
19.障がい福祉サービスを利用するときの利用負担の軽減	97	11.4%	35	12.4%	40	12.1%	22	9.3%
20.その他	7	0.8%	2	0.7%	4	1.2%	1	0.4%
無回答	107	12.6%	54	19.2%	31	9.4%	22	9.3%
回答者数	849	-	282	-	331	-	236	-

回答全体でみると、「年金や手当など所得保障の充実」(36.6%)、「自宅での生活を支援する在宅サービスの充実」(22.9%)、「グループホームなどの地域で生活するための場所の充実」(21.3%)、「困った時、悩んだ時のための相談窓口の充実」(20.1%) などが多い回答となっています。

障がいの種類別にみると、身体障がい者と精神障がい者では「年金や手当など所得保障の充実」、知的障がい者では「グループホームなどの地域で生活するための場所の充実」がそれぞれ最も多い回答となっています。



## 第4節 ヒアリング結果からみる福祉団体の現状

市内の福祉に携わる団体へのヒアリングとして、予め質問を記載したヒアリングシートを送付し、以下の8団体から回答をいただきました。

団体名
太田市手をつなぐ親の会
太田市視覚障害者福祉協会
太田互療会
太田市身体障害者連合会
尾島身体障害者団体
太田市新田身体障害者団体
太田精神障害者を守る家族の会 ひまわりの会
知的障がい者 本人活動の会 ともの会

回答いただいた内容は以下のとおりまとめられました。

### 団体の活動上の課題

- 障がい者自身や保護者の高齢化が進み、会員数や活動が縮小しているとの意見が複数の団体から挙がっています。
- 視覚障がい者団体から、ガイドヘルパーが不足しているとの回答がありました。
- 活動予算の不足を挙げた団体があります。

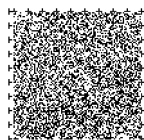
### 団体の状況や今後の障がい者施策に求めるものについて

#### 【生活環境・住環境について】

- グループホームの計画的な設置、買い物など日常生活上や健診などのための交通手段についての改善が求められています。
- リハビリテーションの不足、施設のバリアフリー化の遅れが指摘されています。

#### 【障害福祉サービスについて】

- かかる費用の見直し・助成が求められています。
- 一人暮らしの精神障がい者について、見守り体制等の支援が求められています。
- 高齢になった時にはヘルパーを使いたいとのご意見がありました。



【医療・保健について】

- 障がい者に沿った健康づくりイベントやセミナー、施設整備、更に予防接種の拡大が求められています。
- 重い精神障がい者の生活支援のために、県内に先駆け ACT（包括的地域生活支援プログラム）の設置を求める声があります。

【相談・情報提供体制について】

- 身近な相談対応や緊急時の対応とともに、相談窓口の周知が求められています。
- 身障協（身障者福祉協会）がなくなり横の情報が入ってこないとの指摘がありました。

【教育・保育について】

- まず養護教諭の先生に、精神障がいとはいかなるものかを講演・研修等を通して知ってもらうことが必要、との指摘がありました。

【雇用・就労について】

- 労働時間を少なくするなどして精神障がい者の就労につなげてほしいとの回答がありました。

【生涯学習、文化・スポーツ活動について】

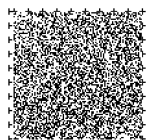
- 市の支援を求める回答が複数ありました。

【安全・安心について】

- 災害時を想定した障がい者のための備えや、避難行動要支援者登録制度などの啓発や登録の推進が求められています。
- 一人暮らしの場合、戸締りを忘れることがあるとの回答がありました。

【障がいや障がい者への理解と交流について】

- 理解の不足、交流機会の少なさが挙げられていますが、一方で、シンポジウムの機会での他の障がいの方との交流や、ねふた祭り・スポレクでの清掃で地域の方との交流が図れたとの回答もありました。
- 障がい者同士の交流機会の拡大のための市の支援を求める回答がありました。



【差別の解消・権利擁護について】

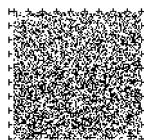
- 差別を感じたことはないとのことと、差別や偏見は目に見えないため、解消は難しいが、「自分は差別をしない」、「偏見を持たない」と考え行動していくことが重要とのこととご意見がありました。
- 権利擁護のために、まず障がい者同士の交流から、との回答もありました。

今後の活動方針について

- 今後取り組みたい・充実したい活動については、親亡き後の保証につながる活動や、知的障がい者についての理解のための講演会、障がい者同士の交流、更に家族会の横のつながりを深める活動などが挙げられています。
- 今後の取り組みを進めるにあたって必要な行政支援、市民や地域の協力については、行政支部間での職員や民生委員の対応の違いの解消、障がい者の仲間づくりへの市の支援などが求められています。

計画策定にあたってのご意見・ご要望 等

- 予算もついて、実行につながる計画になってほしいとの回答がありました。



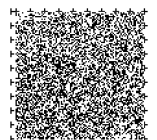
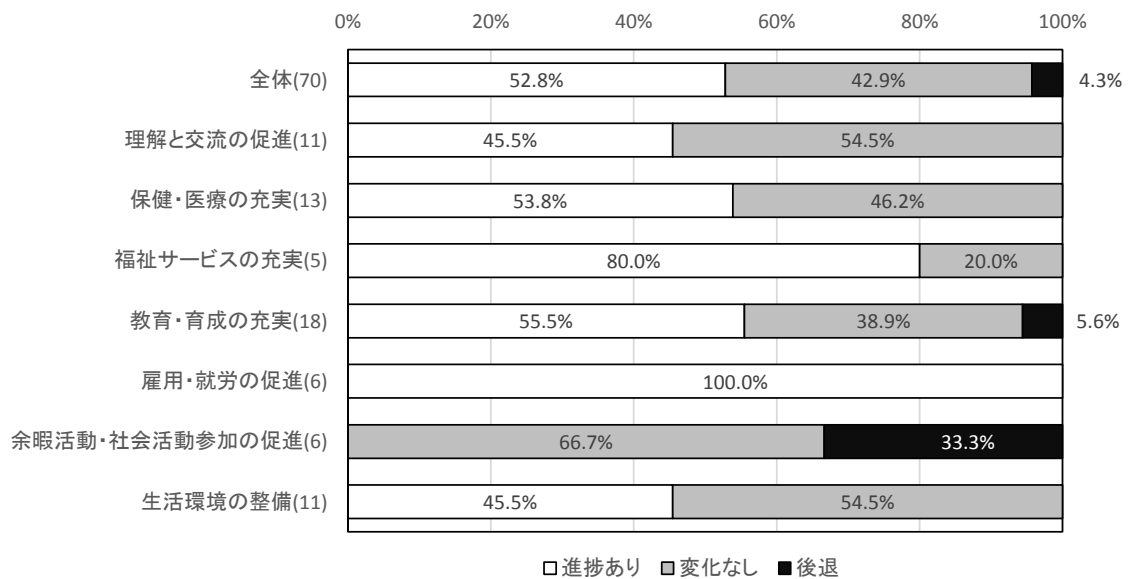


## 第5節 「第3次太田市障がい者福祉計画」の推進状況

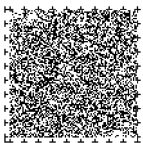
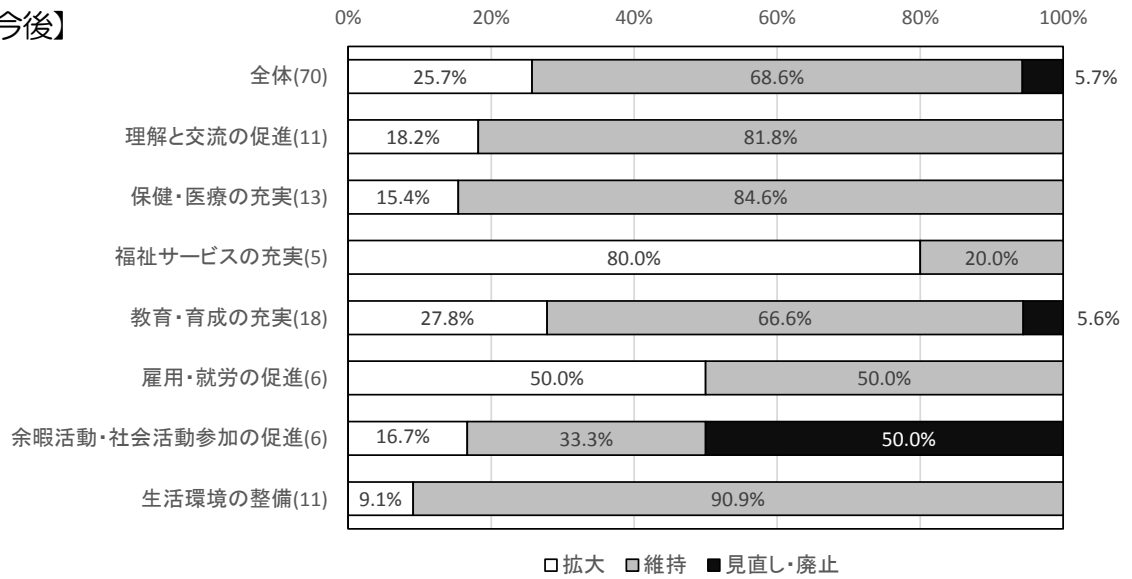
第3次太田市障がい者福祉計画に盛り込まれた70の施策の推進状況及び今後について、担当部門による評価を行いました。その結果、全体で過半数を超える52.8%の施策が「進捗あり」と評価され、「変化なし」が42.9%、「後退」は4.3%でした。基本目標別にみると、「雇用・就労の促進」ではすべての事業が、また「福祉サービスの充実」では80.0%の施策が「進捗あり」との評価ですが、「余暇活動・社会参加活動の促進」については、「変化なし」が66.7%、「後退」が33.3%で、「進捗あり」の施策はありませんでした。

今後については、全体として「拡大」が25.7%、「維持」が68.6%、「見直し・廃止」が5.7%でした。基本目標別で「拡大」が多いのは「福祉サービスの充実」ですが、「余暇活動・社会参加活動の促進」では、「見直し・廃止」が50.0%となっています。

### ■【推進状況】 ※項目の後の（ ）内の数字は、施策の数を表しています。



■ 【今後】



## 第3章 障がい者施策推進のための主要課題と基本的考え方

### 第1節 障がい者施策推進のための主要課題

#### (1) 障がい者の生活支援の充実

障がい者が地域で安心して暮らしていくためには、年金や手当などの経済的支援に加え、在宅生活を支える様々な福祉サービスが必要となります。また、障がい者と生活を共にする家族の負担の軽減も、障がい者の生活支援の一環と考えることができます。

そのため、障がい者本人のためのサービスだけでなく、家族の生活も考慮したサービスの充実に努めるとともに、緊急時や災害時に障がい者を支援するシステムの構築が求められています。

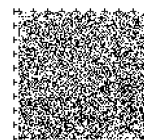
#### (2) 相談体制の充実

障がいのある方が住み慣れた地域で安心した暮らしを続けるためには、身近なところで様々な生活相談ができる体制が必要です。また、障がい者の多様化・複雑化するニーズに的確に対応していくため、専門性を更に高めた相談対応も求められます。

そのためには、社会福祉協議会、民生委員・児童委員などによる相談体制とともに、総合的な相談支援の体制の充実が求められます。

#### (3) 社会活動への参画の促進

地域活動への参加、政策決定などへの参画、まちづくりへの参画など、障がい者の「完全参加と平等」を実現するため、すべての障がい者に対し、あらゆる分野の活動に参加する機会を提供する必要があります。一方、障がい者自身については、自らに関係する施策に対し当事者として意思表示をし、その声の反映に努めることは、自立した生活を送る際に極めて重要なこととなっています。



#### (4) 精神障がい者支援の充実

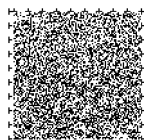
平成 23 年から平成 27 年にかけて、身体障害者手帳所持者数は 3.2%増加、療育手帳所持者数は 5.8%増加しましたが、精神障害者保健福祉手帳所持者数は 35.9%と大きな増加となりました。精神障がい者支援の充実は、一層重要となってきています。

精神障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、保健、医療、福祉・教育・労働の各部門が連携をとりながら福祉施策の充実を図ることが必要とされています。

#### (5) 地域福祉の推進と施設整備

障がい者が地域で安心して自立した生活を送るためには、行政からの公的なサービスだけではなく、行政の支援のもとで市民が力を合わせて、地域全体で支援していく体制づくりが必要です。

地域で障がい者やその家族が孤立することのないよう、地域での見守り活動や交流活動を推進したり、就労前から高齢期に至るまでの居場所の確保に努めることが求められています。



## 第2節 障がい者施策推進のための基本的考え方

障がい者福祉においては、障がい者が、障がいのない人と同じように生活し、活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念と、障がい者が地域社会の中で生きがいをもって社会参加できるようにすることを目的とする「リハビリテーション」の理念を基本に、障がいの有無に関わらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し共に支え合う「共生社会」の実現を目指しています。

### (1) 障がい及び障がい者についての正しい認識の一層の普及

「完全参加と平等」を実現する基礎となる、障がい及び障がい者についての正しい理解と認識が更に広がるよう、児童や生徒に対する福祉教育から、人権についての教育など、あらゆる機会を活用した施策の展開を推進します。

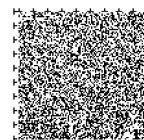
### (2) 高齢化、重度化への対応

社会全体の高齢化の進展とともに障がい者的高齢化も進み、高齢者の中でも要介護認定をされる人が多くなって来ています。そうした社会・人口構造の変化を踏まえ、適切な施策を進めていきます。

また、重度の障がい者数が身体障がい者及び精神障がい者を中心に増加しているため、障がいの種類や程度にきめ細かく対応した施策の充実を図り、自立と社会参加が可能となるよう努めます。

### (3) 障がい者の人格の尊重と自立への支援

障がい者を単に保護すべき客体としてではなく、一人の人間として人格の尊厳性を有し、自立自助によって社会の発展に寄与すべき主体と捉え、その自立を可能とする条件の整備、及びその能力が十分発揮されるための各種施策の展開、並びに障がい者自身の自立意識の向上のための支援を推進します。



#### (4) 均等な機会の確保

障がい者が、自らの意志に基づいて、日常生活や社会生活を可能な限り障がいのない人と同じよう営むことができるようにするための施策を積極的に推進し、あらゆる参加の機会を保障するための諸条件の整備などを図り、均等な機会の確保に努めます。

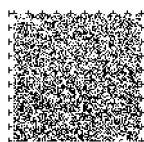
#### (5) リハビリテーションの理念に基づく施策の重視

障がい者が心身の発達もしくは機能の回復を図るための施策の拡充に努めながら、リハビリテーションの理念に基づき、残された能力を最大限に発揮したり、新たな能力を開発することにより、自立と積極的な家庭や社会生活への復帰が果たせるよう、医療・教育・職業・社会的リハビリテーションの総合的推進のためのシステムの確立を目指します。

#### (6) 差別解消の推進

平成 28 年 4 月から、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

障がい者の日常生活や社会生活の妨げとなる様々な社会的障壁について周知・啓発を図るとともに、障がいを理由とした不当な差別的扱いの禁止と合理的配慮の提供を徹底し、障がいを理由とする差別の解消を推進します。



## 第4章 障がい者施策推進の基本方向

### 第1節 施策展開の基本方針

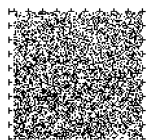
#### (1) 基本理念

太田市では平成29年に策定した「第2次太田市総合計画」に基づく福祉施策として、『みんなで支える福祉のまちづくり』を基本目標に、目標とする都市像『人と自然にやさしく、品格のあるまち太田』に向けてまちづくりを進めており、「前期行動計画」では、「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障がい者のライフステージに応じた様々な課題を整理し、それに対応する保健・医療・教育・雇用・生活環境などの各分野を対象にした障がい者施策の総合的な計画として「第4次太田市障がい者福祉計画」を策定することが明記されています。

第4次太田市障がい者福祉計画は、第3次計画の後継計画として引き続き障がい者施策の更なる推進と充実を図ることを目的とすることから、計画の基本理念についても第3次計画の理念、『すべての人にやさしいまち ～おおた～』を引き継ぎ、障がいの有無に関わらず、すべての市民がうるおいとやすらぎに満ちた暮らしのできるまち「おおた」を目指します。

＝ 第4次太田市障がい者福祉計画の基本理念 ＝

すべての人にやさしいまち おおた



## (2) 基本方針

本計画の基本方針は以下に示す通りです。

### ①障がい者の地域生活を支援するまちづくり

様々な地域活動への障がい者自身の積極的な参加を得ながら交流の機会を拡大し、障がい者の地域での孤立化を回避するとともに、市民の正しい障がい者観を定着していきます。

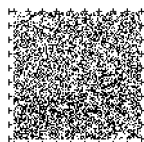
乳幼児期から高齢期に至る生涯のすべての段階において、保健・医療・福祉など関係する機関が密接に連携し、障がいの早期発見・早期療育に努め、障がいの軽減や重度化の予防につながる施策を充実していきます。

### ②ともに学び働き、生きがいを感じるまちづくり

障がい者一人ひとりの適性や能力に応じて、可能な限り就労の場を確保するよう努めます。障がいのある児童生徒の教育については、その可能性を最大限に伸ばし、自立し生きていくための基礎となる力を培い、就学前の段階からその障がいの種類や程度、発達の段階などに応じて、盲・ろう・特別支援学校や小・中学校の特別支援学級による指導など、様々な形態で、一人ひとりに応じた教育を充実します。

### ③障がい者が豊かに生活できるまちづくり

障がい者自身が主体性・自主性をもってスポーツ・レクリエーション、文化活動に参加できる環境づくりや、住みよい生活環境の整備を推進し、生活に豊かさが感じられるまちづくりを進めます。





### (3) 基本目標

#### 1. 理解と交流の促進

障がいのある人もない人も、ともに平等に生活し活動できるノーマライゼーションの理念を市民が正しく理解し、障がい者に対する差別や偏見といった「心の壁」を取り除くことが大切です。そのため、各種広報媒体の活用や様々な行事を通じて、障がいや障がい者に関する正しい知識の啓発・広報活動の充実、子どもの頃からその発達の段階に応じた福祉教育、地域や職場でともに活動しながら互いに理解を深める交流の促進、障がいのある人のニーズに沿ったボランティアの養成などの充実を図ります。

また、交流及び社会参加にあたり、前提となる障がい者に対する虐待の防止や差別の解消に関する施策を促進します。

#### 2. 保健・医療の充実

障がいの発生予防と早期発見については、関係機関との連携を強化し、疾病や発達障がいなどの早期発見及び継続的な支援を充実していきます。

精神保健福祉施策については、精神障がいに対する市民の理解を一層深めるとともに、保健福祉事務所、医療機関や精神障がい者社会復帰施設と連携して、地域での自立した生活の支援の充実を図ります。

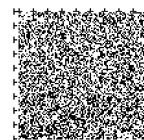
#### 3. 福祉サービスの充実

障がい福祉サービスは、障がい者の基本的人権を守り、自立と社会参加を進めていくものでなくてはなりません。そのための基盤として、障がい福祉サービスの充実に努めます。

#### 4. 教育・育成の充実

障がいのある子どもの可能性を最大限に伸ばすためには、医療・福祉・雇用など各分野との連携のもとで、一人ひとりのニーズや障がいの特性に応じたきめ細やかな教育や療育を、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的に行うことが重要です。

このため、学齢期においては、障がいのある児童生徒それぞれのニーズに対応した教育を充実して自立を支援するとともに、学校教育終了後も生涯にわたって主体的、継続的に学習できる環境づくりを推進します。



## 5. 雇用・就労の推進

障がい者自身の職業能力の開発を支援し、障がい者の雇用・就業を促進するために必要な、事業主や一般社会の障がい者雇用に対する深い理解が生まれるよう、啓発とともに各種の助成を進めます。

一般雇用はもちろん、福祉的就労も含め、障がい者一人ひとりの働く意欲を尊重し、就労から職場定着に至るまでの支援を行うための相談支援・生活支援の充実を図ります。

## 6. 余暇活動・社会参加の促進

障がい者の生活をより豊かにするために、スポーツや文化活動を含めた様々な余暇活動への参加を支援します。

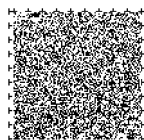
また、障がい者が日常的に気軽にスポーツに親しみ参加できるよう、障がい者スポーツの振興を図るほか、文化活動やレクリエーション活動を支援するなど、地域におけるノーマライゼーションの理念の浸透を推進します。

## 7. 生活環境の整備

障がいのある人が地域で自立した生活をしていくためには、障がいのある人が社会の一員としての生活を可能にする環境の整備が図られなければなりません。

障がい者に限らず、誰もが住みよいまちづくりを推進していくためには、建築物や道路などハード面の整備にとどまらず、地域の人々の理解やサポートが極めて大切なことから、ハード・ソフト両面にわたる福祉のまちづくりを、今後も推進します。

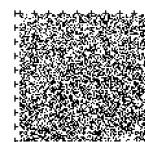
また、災害の発生に備え、障がい者や高齢者など、避難の際に支援を必要とする人を対象とした避難誘導體制などの支援制度の充実を図ります。



## 第2節 施策の体系

前節の基本方針と基本目標を受け、「第4次太田市障がい者福祉計画」の施策の体系は以下のとおりとします。

基本目標	施策
1. 理解と交流の促進	① 啓発・広報活動の促進
	② 交流機会の拡大
	③ ボランティア活動の推進
	④ 福祉教育の充実
2. 保健・医療の充実	① 障がいの早期発見・早期療育体制の整備
	② 保健・医療体制の整備
	③ 精神保健福祉対策の充実
3. 福祉サービスの充実	① 総合相談援助システムの充実
	② 障がい福祉サービスの充実
	③ 生活安定のための施策の充実
4. 教育・育成の充実	① 就学前援助の充実
	② 学校教育の充実
	③ 生涯学習の充実
	④ 図書館の充実
5. 雇用・就労の促進	① 一般就労の促進
	② 福祉就労の場の確保と支援
6. 余暇活動・社会活動参加の促進	① スポーツ・レクリエーション、文化活動の振興
	② 社会参加活動の促進
7. 生活環境の整備	① 福祉のまちづくりの推進
	② 住宅施策の充実
	③ 移動手段の充実
	④ コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化
	⑤ 防災・防犯体制の充実



## 第5章 障がい者施策の総合的展開

### 第1節 重点プロジェクト

「すべての人にやさしいまち おおた」を基本理念とし、「障がい者の地域生活を支援するまちづくり」、「ともに学び働き、生きがいを感じるまちづくり」、「障がい者が豊かに生活できるまちづくり」の3つを基本方針としてその実現を目指すため、次の3項目を重点プロジェクトと位置づけ、積極的に施策を推進します。

#### (1) 身近な地域における総合的なサービスの提供

##### 【事業展開の基本方針】

身近な地域において総合的なサービスを提供するために、断続的、長期的に支援の必要な障がい者に対し、必要とする複数のサービスを適切に結びつけ、在宅障がい者の地域での生活を支援するケアマネジメントを検討します。

##### 【重点プロジェクト】

###### ○相談体制の充実

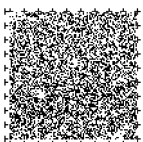
相談者の専門的な相談に応じられるよう、関係機関との連携を推進するとともに、職員の資質の向上を図ることにより、個々の障がいに応じたきめ細やかな対応に努めます。

###### ○地域生活支援事業の充実

今後のニーズ拡大や課題等に応じて、事業内容の拡充や新たな事業の実施について検討するとともに、利用の促進に努めます。

###### ○地域生活支援拠点の整備

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点の整備を進めます。



## (2) 障がい福祉サービスの充実

### 【事業展開の基本方針】

サービスを必要とするすべての人が、身近な地域で一人ひとりのニーズに即したきめ細かなサービスを利用できるよう、在宅生活支援の基本となるサービスの充実に努めるとともに、日中活動の場である通所施設の整備や生活の場であるグループホームの整備についての支援を行います。

### 【重点プロジェクト】

- 訪問系サービスの充実
- 日中活動系サービスの充実
- 居住系サービスの充実

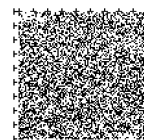
## (3) 地域生活への移行と社会参加の促進

### 【事業展開の基本方針】

地域生活への移行・地域での定着と就労支援を充実する観点から、現在、福祉施設に入所中、病院に入院中の障がい者が、住みなれた地域で安心して暮らせるよう支援に努めます。

### 【重点プロジェクト】

- 福祉施設の入所者、入院中の精神障がい者の地域生活への移行
- 福祉就労から一般就労への移行
- 就労機会の充実
- 障がい者就業・生活支援センターの活用



## 第2節 障がい者施策の総合的展開

### 基本目標1 理解と交流の促進

#### ①啓発・広報活動の促進

##### 【施策の方向】

アンケート調査では、障がい者への差別や疎外感を、「感じたことがない・わからない」との回答が45.8%と半数近くに上っていますが、いずれかの場面で差別や疎外感を感じていると回答した方も半数近くに上ります。ノーマライゼーションの理念の広がりはまだ十分ではなく、心ない視線や言葉などにより、人間としての尊厳を傷つけられている障がい者も多くいることが明らかです。

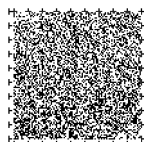
平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、行政機関や民間企業等では、障がいを理由とした不当な差別的取扱いが禁止され、障がい者から何らかの配慮を求める意思の表示があった場合には、合理的配慮を提供することが義務化されました。

障がいを理由とした不当な差別的取扱いの禁止合理的配慮の提供についての周知・啓発を図るとともに、合理的配慮の提供を進め、差別の解消に努めます。また、障がい者への偏見や差別といった「心の壁」を除去し、障がい者や特別支援教育への理解や障がい者雇用の促進を図るため、「広報おた」や各種行事の機会を捉えて積極的な広報活動を行い、「障害者の日」の周知を図るとともに、「障害者週間」などを活用して、啓発活動を推進します。

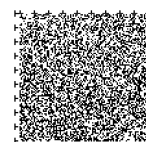
更に、平成24年に設置された「障がい者虐待防止センター」の機能の向上を図り、併せて障がいのある人への虐待の防止と虐待の早期発見に努めます。

##### 【推進計画】

■啓発・広報・広聴活動の促進	○広報紙やホームページによる情報提供を強化するとともに、各種行事等を活用し積極的な啓発活動に努めます。 ○広報紙の音声化とその活用を支援します。 ○ホームページの運営を強化します。 ○デイジー機器を利用した音源のCD化を支援します。
■障がい者による啓発促進の支援	○障がい者が参加できる機会を増やすだけでなく、障がい者が自ら企画、参加し、啓発を促進するシンポジウムやミニ座談会などのプログラムの実施を支援します。



<p>■障がい者虐待防止センターの充実</p>	<p>○「障がい者相談支援センター」内に設置された「障がい者虐待防止センター」における虐待の通報や相談への対応を継続します。</p>
<p>■障がい者差別解消の推進</p>	<p>○障がい者に対する不当な差別的取り扱いや合理的配慮の提供について、具体例を示した「職員対応要領」を策定し差別解消に努めるとともに、リーフレットの配布やHPへの掲載等の方法により市民への周知を図ります。</p>
<p>■障がい者差別解消に係る相談窓口の設置及び地域協議会の設置</p>	<p>○障がい者への差別に係る相談窓口を設置するとともに、相談情報を共有することによる紛争の防止や解決の後押しをする組織として地域協議会を設置します。</p>



## ②交流機会の拡大

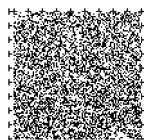
### 【施策の方向】

人と人が互いに理解を深めるためには、ふれあい、交流することが必要です。アンケートにおいても、「障がい者への理解を深めるために力をいれるべきところ」として、「スポーツ・文化活動などを通じた障がい者と地域の人々との交流」が17.9%、「福祉施設を地域に開かれたものとする」が18.6%、「障がい者自身が積極的に社会参加する」が21.4%の回答率となっており、知的障がい者と精神障がい者だけで見れば、この割合は更に大きくなります。

交流の場として、市民まつりや社会福祉協議会主催のまつりや、施設による地域の人たちとの交流イベントなどが行われていますが、より多くの市民と日常的に交流のできる機会が望まれています。また、今後、地域活動や地域行事に障がい者が参加しやすいように情報の提供や企画立案への支援など、障がい者団体が主体的に行う交流事業への支援も充実していく必要があります。

### 【推進計画】

■ふれあいの機会拡充（サロン活動の充実）	○障がい当事者の主体的な取り組みを進めるとともに、協力者（ボランティア）を養成し、当事者とのふれあいを促進します。
■地域と施設の交流活動事業の促進	○障がい者福祉施設と地元住民の日常的な交流機会を推進し、障がいのある人への理解促進を図ります。
■福祉スポーツ大会の開催	○スポレク祭における「ふれあいスポーツ大会」などの福祉スポーツ大会の内容の充実やボランティア等のスタッフの拡充を進めるとともに、障がい者のスポーツへの関心を高めます。





### ③ボランティア活動の推進

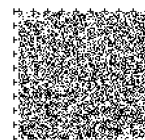
#### 【施策の方向】

少子・高齢化が進む中、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して、いきいきと暮らしていくためには、制度による公的サービスの提供（利用）だけでなく、地域住民やボランティア団体、行政が連携し、住民参加による福祉活動の振興を図り、みんなでささえあう地域づくりを進めていく必要があります。また、アンケートでは、ボランティアの育成が、「障がい者への理解を深めるために力をいれるべきところ」として20.7%と、上位の回答率となっています。

そのため、ボランティアの養成と各種啓発活動を通じ、ボランティア活動などの住民互助活動への参加を促進します。ボランティア団体や NPO 団体の活動、企業による社会貢献活動などとの連携を図り、充実に努めます。

#### 【推進計画】

■ボランティア活動の推進	○ボランティア活動の推進を役割とする「ボランティアセンター」の強化を図ります。そのために、センターの運営に多くの市民が参加できる環境づくりを進めます。 また、一般就労にも福祉的就労にも馴染まないニーズに対応した取り組みを、既存のボランティア活動と関連させながら推進します。
■ボランティアの養成	○視覚障がい者支援のための点字・朗読、聴覚障がい者支援のための手話講習会については、引き続き講習会等の開催によるボランティアの養成を進めます。 発達障がい、精神障がいや難聴者や中途失聴者等への支援などのテーマについても、当事者やその支援者との協議を進め、協力者を養成します。
■身近な地域における福祉活動の促進	○地域課題の解決のためには、住民の参加が不可欠です。そのために、学校区を範囲とした地域福祉を進める組織の設立を進め、その中で、地域の独自の工夫と計画に基づいた「ふれあい」を目的とした活動を進めます。 また、生活支援体制整備事業に関する協議体の設置を推進していきます。



#### ④福祉教育の充実

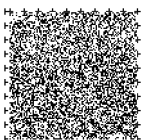
##### 【施策の方向】

学校での福祉教育の充実は、アンケートにおいて「障がい者への理解を深めるために力をいれるべきこと」として2割を超える回答を集め、最もニーズの高い項目の一つとなっています。

市では、障がいのある子どもに対する理解と認識を促進するために、小・中学校においては太田養護学校との交流を実施するとともに、人権の尊重や社会福祉に関する理解や実践力を高めるための福祉教育を推進します。

##### 【推進計画】

■学校における福祉教育の充実	○基本的人権の尊重の精神を基盤に、福祉社会の実現を目指し、ともに豊かに生きていこうとする力や社会福祉に関する問題を解決する実践力を身につけるために、小・中学校における福祉教育の充実に図ります。
■人権教育の推進	○障がい者に対する正しい理解を深め、相互に人格と個性を尊重しあい、ともに生きる心を育む人権教育を推進します。



## 基本目標2 保健・医療の充実

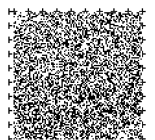
### ①障がいの早期発見・早期療育体制の整備

#### 【施策の方向】

乳幼児期の発達の遅れは、早期の発見と適切な治療や療育によって、障がいを軽減したり、生活に必要な習慣や基本的な技術を習得したりすることができると考えられます。また、保護者が子どもに関する悩みを相談しやすい体制があることで、専門家による支援に基づく、家庭での望ましい親子関係の構築が期待されます。そのために、妊娠期から、生まれた後の乳幼児の健康診査の充実に努めます。更に、保護者が身近なところで早期に相談でき、継続した支援が受けられるよう、関係機関や関係者相互の連携の強化を図ります。

#### 【推進計画】

■相談支援体制の整備	○乳幼児を対象とし、医師・心理相談員・保育士による診察・相談・指導等を行い、関係機関や地域の関係者等と連携を図り、一貫した相談支援体制の整備を進めます。 ○発達相談支援センター「にしいろ」において、発達に遅れのある乳幼児の相談支援に努めます。
■妊婦及び乳幼児健康診査の充実	○妊婦に対し医療機関での健康診査を勧奨し、疾病の早期発見等を図るとともに、健康教育・訪問などを行い、安心して妊娠・出産に臨めるよう援助します。 ○4 か月児健康診査・10 か月児健康診査・1 歳 6 か月児健康診査・2 歳児歯科健診・3 歳児健康診査の内容を充実し、必要な治療・相談が受けられるよう支援します。



## ②保健・医療体制の整備

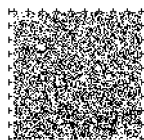
### 【施策の方向】

障がい者本人やその家族が健康で暮らし続けていくためには、保健・医療の充実だけでなく、健康を維持・増進するための主体的な取り組みが大切です。そのためには、健（検）診を受けやすい環境づくりを進め、健康づくり事業の普及啓発や、講演会の開催、健康相談の充実などに力を入れる必要があります。

障がい者が相談から治療、訓練に至るまで一貫した保健・医療・福祉サービスが受けられるよう、医師会や歯科医師会、薬剤師会との連携のもと、効果的なサービスの提供に努めます。

### 【推進計画】

<b>■各種健（検）診・健康教育・健康相談の充実</b>	○成人を対象に健康診査や各種がん検診、特定健康診査、骨密度検診、肝炎ウィルス検診、歯周疾患検診などを行い、疾病の早期発見・早期治療を促し、障がいの予防や症状の悪化、再発防止を図ります。 ○生活習慣病などの予防を目的として、栄養や運動などをテーマにした健康教育の充実を図ります。 ○健康相談や健診後の相談を行い、健康づくりを支援します。
<b>■医療機関等との連携</b>	○医療機関に委託し、各種の検診の実施を継続します。 ○障がいの重症化防止や障がい起因する二次的障がいを予防するため、保健・医療・福祉の各分野が連携し、相談、治療、訓練の一貫した体制の整備に努めます。
<b>■重度心身障がい者医療費公費負担制度の充実</b>	○受給対象者が増加している現状から医療費の増加も見込まれますが、保険診療に係る自己負担分を助成し、重度心身障がい者の健康管理、福祉の増進を図ります。
<b>■自立支援医療費（更生医療・育成医療）制度の周知</b>	○健康保持と経済的負担の軽減を図るため、自立支援医療費（更生医療・育成医療）の給付を行うとともに、制度の周知を図ります。（育成医療につきましては法改正により、平成 25 年度から市町村が実施しています。）



### ③精神保健福祉対策の充実

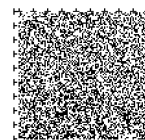
#### 【施策の方向】

アンケートでは、日常生活の中で心配していることとして、「自分の健康・病気の治療のこと」、外出時に困っていることとして、「交通費等の費用が負担である」、医療を受けるうえで困っていることとして、「医療費の負担が大きい」、更に、「雇用（会社など）で差別や疎外感を感じたことがある」などについて、精神障がい者の回答は、身体障がい者や知的障がい者の回答よりも多くなっています。

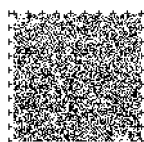
そうした点を踏まえ、精神保健福祉対策においては、精神障がいに対する誤解や偏見を取り除き、早期発見、早期治療、短期入院を目指した保健医療体制の確立と、地域住民の支援による社会復帰の促進を図る対策、並びに保健・医療・福祉・教育・労働・住宅などの各分野にわたる総合的な支援を、各関係機関が連携しながら推進します。

#### 【推進計画】

<b>■精神保健に関する知識の普及・啓発</b>	○市民が心の健康づくりに関心をもち、精神科疾患の初期症状や前兆に対処できるよう、また、精神的な健康の保持増進ができるよう知識の普及・啓発を行います。 ○精神障がい者に対する誤解や偏見を是正し、社会参加に対する市民の関心と理解を深めるため、講演会や広報誌等で正しい知識の普及を図ります。 ○家族等に対して、精神科疾患に関する知識や社会資源の活用等について教室を開催し、学習する機会を設けます。 ○高い水準で推移している自殺率を下げるために、うつ病対策や相談支援体制を強化し知識の普及・啓発を行います。
<b>■相談・支援体制の整備</b>	○精神科医師による、本人や家族、関係者に対する精神保健相談日を開設し、早期相談・支援体制の強化を図ります。 ○精神保健福祉士や保健師が面接・訪問・電話による相談・支援を随時行うとともに、保健福祉事務所や医療機関、地域関係者等との連携を図ります。



<p>■社会復帰対策の促進</p>	<p>○回復途上にある精神障がい者を対象に、ソーシャルクラブ（社会復帰支援事業）を定期的で開催し、社会復帰のための訓練を行い、社会的自立の促進を図ります。</p> <p>○在宅の精神障がい者をはじめ、障がい者の生活支援・相談などを行う障害者就業・生活支援センターと連携し、社会復帰の促進に努めます。</p>
<p>■家族会等への支援の充実</p>	<p>○家族会やボランティア団体等の諸活動に対して、必要な助言、援助を行い、支援の充実に努めます。</p>
<p>■精神障害者保健福祉手帳の取得促進</p>	<p>○精神障がい者が様々なサービスが受けられるよう、精神障がい者保健福祉手帳の取得を促進します。</p>
<p>■人材の確保</p>	<p>○精神保健活動をより一層充実させるため、精神保健福祉士や保健師など専門スタッフの人材確保と資質の向上に努めます。</p> <p>○基幹相談支援センターである「太田市障がい者相談支援センター」に精神保健福祉士を配置し、職員の資質の向上に努めます。</p>
<p>■自立支援医療費（精神通院医療）制度の周知</p>	<p>○精神障がい者の適正な医療を普及し、早期発見・早期治療及び再発予防などの効果を高めるため、自立支援医療費（精神通院医療）支給制度の周知を図り、利用の促進に努めます。</p>



### 基本目標3 福祉サービスの充実

#### ①総合相談援助システムの充実

##### 【施策の方向】

障がい者の自己決定を尊重し、地域で生活する障がい者を支援するうえで相談業務が果たす役割は重要であり、身近な相談支援体制の構築を図ります。アンケート結果でも、障がい福祉施策に望むこととして、全体で 20.1%、精神障がい者では 31.8%の人が「困った時、悩んだ時のための相談窓口の充実」と回答しています。

日々の相談業務などから障がい者のニーズを的確に把握し、様々な障がい種別に対応した総合的な相談支援体制の充実を図ります。

##### 【推進計画】

■相談体制の充実	○「太田市障がい者相談支援センター」における、障がい者の状況に応じた適切な相談・指導ができる体制や必要な保健・福祉サービスなどが的確に提供される体制の強化に努めます。
■障がい者相談機能の強化	○障がい者「専門」と特化するのではなく、福祉サービス利用援助、貸付、ボランティア、障がい者就労支援等の各種相談機会における障がい対応を強化します。
■相談体制の充実とネットワーク化	○多岐多様にわたる相談ニーズに対応するとともに、専門職の特性を活かした相談を行い、各種相談窓口の充実に努めるとともに、保健センター、児童相談所、保健福祉事務所など関係機関の連携を強化し、相談体制のネットワーク化を図ります。



## ②障がい福祉サービスの充実

### 【施策の方向】

障害者総合支援法に基づき、市では平成 27 年度から第4期障がい福祉計画を推進しています。本福祉計画に基づき、今後もサービスの充実を図っていきます。

### 【推進計画】

■障がい福祉サービスの充実	○第4期障がい福祉計画に基づき、各種サービスの充実を図ります。 ※障がい福祉サービスについては、障がい福祉計画に詳しく掲載しています。
---------------	--

## ③生活安定のための施策の充実

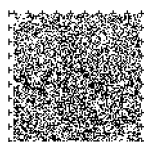
### 【施策の方向】

障がい者の医療、福祉サービスに係る費用負担は大きく、支援が求められていますが、厳しい財政事情の中、各種手当の増額や対象者の拡大は難しい状況にあります。制度を知らず、制度化されている年金や手当が受けられないことのないよう、制度の周知を図るなど利用の促進が必要です。

そのため、今後とも支給の対象者に対して必要な情報を提供し、必要な年金、各種手当の給付が受けられるよう努めます。

### 【推進計画】

■各種年金、手当の支給	○障害基礎年金や特別障害者手当、特別児童扶養手当などについて、適切に申請がなされるよう制度の周知に努めます。
-------------	--





## 基本目標4 教育・育成の充実

### ①就学前援助の充実

#### 【施策の方向】

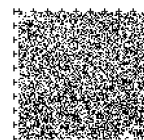
出産時及び0歳～5歳までの乳幼児期が障がい発症期のピークの一つに挙げられており、この時期での障がいの早期発見が、障がいの軽減や、適切な療育につなげるために特に重要であると言われています。アンケートでも、幼稚園や保育園、学校に望むこととして、「能力や障がいの状態に応じた指導」、「療育指導の機会づくり」、「相談体制の充実」などが、保護者から多く回答されています。

そのために、乳幼児期における健康診査の充実、及び障がいのある子どもやそれを支える保護者に対する乳幼児期からの一貫した相談体制の充実に努めます。

また、保育所の障がい児受け入れ体制の充実・強化も緊急の課題となっていることから、各関係機関において、心身障がい児のいる保護者が早期から教育相談や指導を受けることができるよう支援体制の整備を図ります。

#### 【推進計画】

■心身障がい児保育の充実	○保育所では、今後も障がい児の受け入れを継続し、障がい児に対応できる保育士の確保に努めます。 また、障がいのある児童とない児童がともに生活する統合保育を行い、お互いを理解しあい、育ちあうことができるよう保育の充実に努めます。
■福祉幼児教室の充実	○就学前の発達に遅れのある児童に対し、個々の発達に応じた指導などを充実し、保護者に対する相談事業も併せて行うことにより、児童の発達に対する支援と福祉の増進に努めます。 ○関連機関と連携し、児童発達支援事業や保育所等訪問支援事業を活用し、専門的な支援に努めます。



## ②学校教育の充実

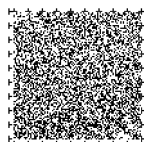
### 【施策の方向】

国や県において、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が子どもの頃からともに育ちともに学ぶノーマライゼーションの理念に基づく教育が実施されています。市において進めている、特別支援学校との交流教育や特別支援学級在籍児童生徒と通常学級在籍児童生徒との共同学習や、人権教育や福祉教育における障がい者理解の促進などを、今後も更に進めていきます。

また、教育委員会では、太田市教育支援委員会の役割や活動内容の充実や、個に応じた支援を充実させるための人的支援や研修の機会の提供を学校に対し行っています。

### 【推進計画】

■個に応じた就学支援の充実	○就学相談に係る人員の確保が難しいため、人材の確保や育成が急務です。また、太田市教育支援委員会の組織と活動の充実も図り、他の機関との連携も深めながら、個に応じた就学支援の充実を図ります。
■個別の支援が必要な児童生徒への教育内容の充実	○個に応じた教育が受けられるよう、現在は、特別支援学級に在籍している児童生徒へ作成されている個別の指導計画を、通常学級に在籍している児童生徒の中での個別の支援が必要な子ども達にも、必要に応じ順次作成を進めていきます。
■放課後児童健全育成の充実	○学童保育の障がい児の受け入れについては、保護者の理解と協力を求めながら、柔軟な受け入れに努めます。 ○放課後の生活を通して様々な児童と活動をともにすることにより、障がい児の心身の健全な育成となるよう努めます。 ○障がい児を積極的に受け入れる施策として、クラブの運営費を助成する制度を継続します。
■特別支援学級の整備充実	○障がいの種別に応じた教育、個に応じた教育が受けられるよう、教員の研修の機会を充実させ、教材等の整備充実、学校の教育環境の整備を図ります。



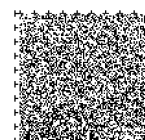
■通常の学級在籍児への援助の充実	○通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒のために通級による指導の充実を図るとともに、特別支援教育支援員（介助員）の配置、学校施設・設備の充実などに努めます。
■指導教員の専門性の充実	○特別支援学級や通常の学級において、障がいのある児童生徒に関わる教員への専門的な知識と技術を系統的に習得するために研修の機会を充実します。また、担任が研修を受けやすい条件整備を積極的に進めます。
■特別支援学校との交流	○特別支援学校に在籍している児童・生徒が居住している地域の学校との更なる交流を深めます。
■特別支援教育就学奨励費補助の充実	○特別支援学校、特別支援学級に通学している児童生徒のいる世帯の経済的負担軽減を図るため、特別支援教育就学奨励費補助制度の周知を図り、適切な給付が確保されるよう努めます。
■障がい児（者）の日中活動の充実	○放課後や夏休み等における障がい児（者）の生活能力向上訓練を継続的に提供するため、日中活動の場の確保や放課後等の居場所づくりに努めます。

### ③生涯学習の充実

#### 【施策の方向】

民間を含めた、市内にある学習情報（学習内容、施設、資料、方法、人材、団体・サークル、資格取得）の一元化を図り、いつでも学習者に提供できるよう整備に努めます。

また、生涯学習との連携を図り、生涯学習で得た知識や技能を地域社会で活かす出前講座や各種ボランティアなど、人材の情報化を進め、地域の教育機能を高めるとともに、地域福祉の向上や高齢化社会への対応を図るため、市民の多岐にわたるニーズに対応した学習機会の充実に努めます。



【推進計画】

<p>■学習情報の提供</p>	<p>○障がい者の学習を促進するため、多様な学習情報の提供方法の改善を検討しながら、学習情報（学習内容、施設、資料、方法、人材、団体・サークル、資格取得）の一元化を図り、いつでも学習者に提供できるよう整備に努めます。</p>
<p>■学習支援体制の整備</p>	<p>○生涯学習で得た様々な知識、技能をもつ生涯学習実践者が講師として、地域、団体の要請を受けて活動する出前講座や各種ボランティアなどの人材の情報化を進め、地域にある教育力を高めるとともに、地域福祉の向上や高齢化社会への対応を図ります。</p>
<p>■各種講座等の充実</p>	<p>○市民の多岐にわたるニーズに対応した学習機会の充実に努めるとともに、障がい者の特性に配慮した講座等について開催を検討します。</p>

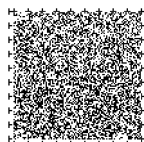
④図書館の充実

【施策の方向】

録音図書の貸出サービスに代表される障がい者サービスの一層の推進を図り、弱視者や高齢者へのサービスを主眼とした大活字本の充実に、引き続き図ります。

【推進計画】

<p>■視覚障がい者サービスの推進</p>	<p>○目の不自由な方などを対象に録音図書の充実に努めます。</p>
<p>■大活字本の充実</p>	<p>○弱視の方や高齢者向けに大活字本の充実に努めます。</p>
<p>■宅配サービスの推進</p>	<p>○障がいをおもちの方に読みたい本を無償でお届けする、宅配サービスの推進を図ります。</p>



## 基本目標5 雇用・就労の充実

### ①一般就労の促進

#### 【施策の方向】

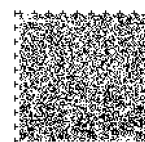
「働く」ということは、生活をするための収入を得るだけでなく、社会参加や人生の生きがいにつながるなど重要な意味をもっています。障がい者であっても、自ら働いて得たお金で好きなものを買ったという満足感、働くことで社会に役立っているという充実感、そして、やり遂げたという達成感を実感できてこそ、はじめて地域での生活が実現できたと言えます。

アンケートにおいて、収入として「一般企業の給与・賃金」、「自営業による収入」、「福祉サービス事業所」との回答は、すべてを合わせても27.8%に過ぎません。また、働く上で重要なこととして、最も多い回答は「能力に合った仕事であること」で、知的障がい者で42.7%、精神障がい者では49.4%に達しています。

障がい者の就労を促進するためには、受け入れ企業の理解・協力が重要であることから、障がい者雇用や職場環境整備に関する制度について、啓発を更に進めていきます。また、障がい者が就労可能な職種の開発や相談体制の充実を図るため、関係機関との連携を推進します。

#### 【推進計画】

<b>■事業主、社会一般の理解と協力の促進</b>	○公共職業安定所（ハローワーク）や関係機関と連携を図り、事業所に対し障がい者雇用率制度、障がい者雇用に関する各種助成制度などの普及を推進するとともに、障がい者雇用の理解と協力を促進します。 ○太田市労政対策推進協議会（太田市、商工会議所、ハローワークによる協議会）での障がい者雇用優良事業所表彰を実施します。
<b>■市職員の採用</b>	○制度の趣旨を踏まえ、障がい者の法定雇用率の基準達成に努めます。 ○身体障がい者を対象とした職員採用試験を実施し、障がい者の雇用促進を図ります。



<p>■働きやすい職場環境づくり</p>	<p>○公共職業安定所や関係機関と連携を図り、事業所に対しバリアフリー化の促進など、障がい者が働きやすい職場の環境づくりを推進するよう、啓発を行います。</p>
<p>■適職の開発促進</p>	<p>○公共職業安定所や関係機関等と連携を図り、障がい者を雇用する際の職場環境整備の助成制度の普及に努め、障がい者がその適性と能力に応じて働ける職場環境づくりを推進します。</p>

## ②福祉就労の場の確保と支援

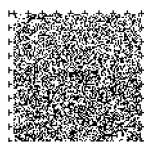
### 【施策の方向】

一般就労が困難な障がい者に対して、福祉的就労の機会の提供に努めます。

また、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（障害者優先調達法）に基づき、可能な限り障がい者施設（就労継続支援事業所（B型））からの物品の調達に努めるとともに、生産された製品の紹介や販売拠点の設置支援を進めます。

### 【推進計画】

<p>■障がい者就労施設等からの物品等の販路の拡大</p>	<p>○障がい者就労施設等からの物品等の紹介、PRへの協力など活動を支援します。</p>
<p>■障がい者就労施設等からの物品等の支援</p>	<p>○障がい者就労施設等で生産された製品の販売拠点を設置できるよう支援します。</p>



## 基本目標6 余暇活動・社会活動参加の促進

### ①スポーツ・レクリエーション、文化活動の振興

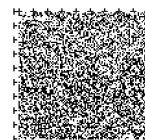
#### 【施策の方向】

社会が豊かになり、生活の中での「ゆとり」や「生きがい」が求められています。障がい者が心豊かな充実した生活を実現するために、特にスポーツ・レクリエーション活動や文化活動への参加機会の提供を推進します。

また、障がい者や障がい者団体が開催するスポーツ大会などに、それぞれの障がいの特性や年齢などに応じた適切な指導ができる、スポーツ指導者の派遣を行います。

#### 【推進計画】

■福祉スポーツ大会の充実	○福祉スポーツ大会は、単に障がい者の健康増進を目的とした運動会にとどまらず、運営に関わるボランティア等の障がい理解を進める啓発的側面、障がい者スポーツ競技の普及促進の側面があり、充実を図ることにより多方面にわたる成果が期待できる事業といえます。
■スポーツ指導者の派遣	○障がい者や障がい者団体がスポーツ教室やスポーツ大会などを開催する場合において、スポーツ指導者を必要とするときは、要請により群馬県障がい者交流センターの協力を得て派遣します。
■障がい者スポーツの充実	○障がい者がスポーツに参画することができる環境の整備を推進します。



## ②社会参加活動の促進

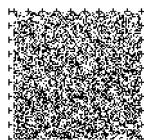
### 【施策の方向】

障害者が地域社会で豊かに自立した生活を行い、自由に活動できるようにするために、個々の障害者に対する福祉サービスの充実だけでなく、障害者の地域社会での自立を促す環境づくりが必要です。

そのために、障がい者団体の社会参加を支援するとともに、社会参加の基盤となる、障がい者の権利擁護を図る事業を推進します。

### 【推進計画】

■障がい者団体への支援	○障がい者団体に対し、社会参加と互助活動を支援します。
■権利擁護事業の活用促進	○認知症や知的障がい、精神障がいなどにより意思表示が困難な方の権利を擁護するために成年後見制度があります。ある程度の判断能力がある人には、群馬県社会福祉協議会関係機関において、日常的な金銭管理や各種申請などを支援する福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）が行われています。成年後見制度を利用する必要があると認められるにも関わらず、経済的な理由などで制度を利用できない方を対象とした「成年後見制度利用支援事業」の普及と利用支援に取り組みます。また、法人後見の普及と利用促進に努めます。





## 基本目標7 生活環境の整備

### ①福祉のまちづくりの推進

#### 【施策の方向】

障がい者が暮らしやすい生活環境とは、言い換えれば誰もが暮らしやすい生活環境であると言えます。

アンケートでは、外出の際困ることとして、「公共交通機関が利用しづらい」、「建物がバリアフリー化されていない」、「歩道や出入り口に段差がある」などの回答が多く寄せられています。

障がい者が地域の中で一般の人と等しく安心して生活ができるよう、建築物や公共機関、歩行空間などにおいて障がい者の活動を妨げるものを極力無くし、トータルなバリアフリー化が図られた福祉のまちづくりを促進します。

#### 【推進計画】

■バリアフリーのまちづくり	○群馬県の「人にやさしい福祉のまちづくり条例」に基づき既存の事業の中で都市公園等のバリアフリー化を図ります。 ○土地区画整理事業やまちづくりを進めるにあたり、段差の解消や点字ブロックの設置等、障がい者や高齢者に配慮した安全で住みやすい都市形成を図ります。
---------------	--

### ②住宅施策の充実

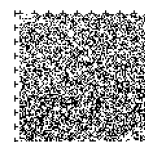
#### 【施策の方向】

住宅は日常生活の基盤を形成するものですが、障がい者を取り巻く住宅事情はまだ十分とは言えません。特に、家庭内での行動が自由に行えるよう、住宅の整備などについて居住条件に併せたきめ細やかな配慮が必要です。

障がい者に配慮された住宅づくりを推進するために、住宅改造についての助成制度の周知に努めます。

#### 【推進計画】

■重度身体障害者住宅改造の助成	○重度身体障がい者の日常生活の利便性の向上を図るため、重度身体障害者住宅改造の助成制度の周知に努めます。
-----------------	--



### ③移動手段の充実

#### 【施策の方向】

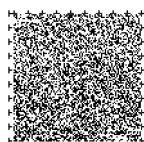
障がいのある人もない人も、誰にでも住みよいまちづくりを進めるためには、各種の施設・道路環境のバリアフリー化とともに、必要なときに手軽に利用できる外出手段が整備されていることが必要となります。

アンケート結果では、外出時に困ることとして、「障がい者用駐車場が少ない、利用できない」、「交通費等の費用が負担である」といったことが多く回答されています。

障がいによって生じる、移動や施設利用などの面での多くの制約をなくすため、道路などの整備・改善を進めるとともに、障がい者の社会参加を容易にし、生活の幅が広がるための施策の充実を図ります。

#### 【推進計画】

■道路環境の整備	○障がい者や高齢者が安心して利用できる空間の創出を図るため、段差解消や視覚障がい者誘導用ブロックの設置を積極的に推進します。
■福祉タクシー利用料金の助成	○福祉タクシー利用料金の助成制度の周知を図ります。
■障がい者自動車運転免許取得費の補助	○障がい者自動車運転免許取得費補助制度の周知を図ります。
■障がい者自動車改造費の補助	○障がい者自動車改造費補助制度の周知を図ります。



#### ④コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化

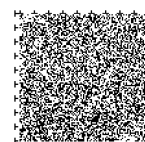
##### 【施策の方向】

障がい者が地域で円滑な生活を営むためには、十分なコミュニケーション手段の確保と適切な情報提供が必要です。アンケートでは、情報を入手したり、コミュニケーションをとるうえで困ることとして、「難しい言葉や早口で話されるとわかりにくい」、「話をうまく組み立てられない、うまく質問できない」、「状況判断が困難なので、説明されても相手の意志や情報を正しく理解できない」などの回答が多く、コミュニケーションのための支援の必要性が明らかとなっています。また、生活に必要な福祉サービスに関する情報の入手については、「家族や親戚」を除けば、身体障がい者では「市役所の窓口」、知的障がい者では「障がい福祉サービス事業所」、精神障がい者では「医療機関」が最も多くなっています。

障がい者が、生活に必要な情報を確実に入手できるように、障がいの種類に応じた特性を踏まえた情報提供に努めるとともに、手話奉仕員の養成・手話通訳者の設置、派遣を行うなど、意思疎通の困難な障がい者のコミュニケーションを支援します。

##### 【推進計画】

<p>■手話奉仕員の養成</p>	<p>○聴覚障がい者や手話に対する理解の広がりや、手話通訳者の養成につながる、手話奉仕員養成講座の充実を図るとともに、事業の周知徹底により、利用の促進に努めます。</p>
<p>■手話通訳者等の設置と派遣</p>	<p>○聴覚障がい者の日常生活におけるコミュニケーションや情報を保障するために、手話通訳者を設置し、手話通訳者派遣体制の充実と整備に努めます。</p> <p>○要約筆記者の派遣事業を推進し、聴覚障がい者のコミュニケーション手段の選択肢を拡大します。</p>
<p>■コミュニケーション支援事業の拡充</p>	<p>○意思疎通の困難な障がい者等を対象に、日常生活を営む上でコミュニケーションを必要とする場合、当該障がい者とのコミュニケーションを熟知した支援者を派遣することにより、障がい者の自立と社会参加の促進を支援します。</p>



## ⑤防災・防犯体制の充実

### 【施策の方向】

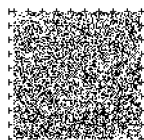
障がい者が地域で安全に暮らしていくために、防災体制の充実は不可欠です。大規模災害への応急対応として、地域においては住民による自主防災組織が、また、全市的には、障がい者や高齢者など「避難行動要支援者」に配慮した避難誘導體制や避難所の運営の仕組みの構築が必要とされます。

アンケートでは、大きな災害時に必要な支援として、「避難先で障がいに配慮してもらえること」、「いつも服薬している薬の確保」、「障がい者や高齢者が優先的に避難できる避難所」、「歩いて行けるところで、プライバシーが守られる避難所」などが高い割合で求められています。

自主防災組織の育成、災害発生時の避難誘導體制、とりわけ障がい者をはじめとする避難行動要支援者を対象とした、きめ細やかな支援体制の一層の充実を図り、障がい者の不安解消に努めます。

### 【推進計画】

■災害発生時の避難誘導體制の推進	○災害時要援護者対応マニュアルについては、引き続き適正運用を行い、災害時に助けを必要とする障がい者の把握等に努めます。 ○障がい者に配慮した福祉避難所の整備と拡大を推進します。
■自主防災組織の育成	○自主防災組織の育成を支援し、市内各地における災害対応能力向上を図ります。
■避難行動要支援者支援制度の推進	○「避難行動要支援者台帳管理システム」による要支援者の把握を推進します。 ○台帳に登録した人に「あんしんカード」を配布するほか、災害発生時には関係機関（警察、消防、区長会、民生委員、社会福祉協議会等）と情報を共有して避難誘導や安否確認等の支援活動を迅速に行うとともに、区長や民生委員など住民主導による地区ごとの「要支援者等支援マップ」の作成など、地域の力をお借りして支援する仕組みづくりを構築します。



## 第6章 計画の推進

### 第1節 各主体の役割

この計画の基本理念である「すべての人にやさしいまち おおた」を具体化するために、計画推進にあたっては、障がい及び障がい者問題について社会的関心を高めていくとともに、障がい者、家庭、地域社会、学校、団体、企業、行政などの主体が、それぞれの役割を果たしながら互いに連携・協力し、一体となって取り組むことが必要です。

#### (1) 障がい者・家庭

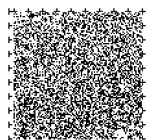
ノーマライゼーションの理念のもと、障がいの有無に関わらず、互いを尊重し暮らせる共生社会を構築するためには、一人ひとりの市民が、障がい及び障がい者について十分理解し「心の壁」を取り除いていくことだけでなく、障がい者自身の自立意識の向上も重要になります。

家庭においては介助者の高齢化が進んでいるため、今後の福祉施策の立案に際して、障がい者自身及びその家族には、当事者として必要な意思表示をすることが求められています。

#### (2) 学校

障がいのある子ども一人ひとりの個性の伸展を図り、社会的な自立や社会参加につながるようにするため、学校においては、障がいの特性や程度に応じた適切できめ細かな指導が必要とされています。

また、障がいのない児童生徒が、障がいや障がいのある児童生徒への正しい理解と認識を深め、思いやりのある豊かな心を育むことができるように、交流教育や福祉教育を拡充し、障がいに対する意識面でのバリアフリーに努めていく必要があります。



### (3) 地域社会

地域において、障がい者が参加できる行事や地域活動の機会を設けるとともに、障がい者をさりげなく見守ったり、互いに助け合う地域づくりを進めるなど、障がい者やその家庭を地域の中で支援する体制づくりが求められます。

### (4) 団体

障がい者関係団体は、障がい者やその家庭の福祉の向上を目指し、自立した自主的な運営ができるように努めるとともに、地域住民の理解を一層深めるための働きかけを行っていくことが望まれています。

### (5) 企業

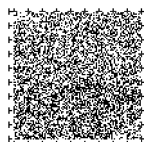
障がい者が安定した生活を営むため、企業には、障がい者の持てる能力とその適性に応じて、障がいのない人とともに生きがいをもって働けるような職場作りが望まれています。

また、企業自らも地域社会の構成員であることを自覚し、地域に貢献することも大きな役割の一つとして期待されています。

### (6) 行政

行政の役割は、市民の総合的な福祉の向上を目指して広範にわたる障がい者施策を総合的・一体的に推進することです。

そのためには、必要な情報を的確に提供して地域社会の連帯の条件整備に努め、当事者や障がい者を支える家族などのニーズの的確な把握に努めるとともに、政策の形成過程も含めて、障がい者のまちづくりへの参加機会を拡充し、市民の参加と連帯に支えられた行政運営に努めていくことが求められています。



## 第2節 計画の推進

### (1) 推進基盤の整備

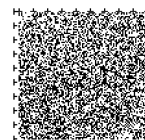
本計画の推進にあたっては、福祉、保健、医療、教育、雇用、生活環境など広範な分野にわたるため、施策が効果的かつ効率的に実施されるよう、庁内の各課が緊密な連携を図るとともに、障がい者団体、民生・児童委員協議会、社会福祉協議会、ボランティア団体などとの連携を図ります。

### (2) 行財政の効率的運用

計画の期間は、平成 29 年度から平成 35 年度までの7年間ですが、この間、法律や市民ニーズ、財政事情などについては、社会経済情勢に起因した変化も予想されます。

このため、今後増大する福祉などのサービス需要に的確に対応するため、行財政改革に取り組みながら、より効率的・効果的な事業展開を図ります。

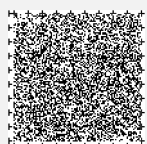
また、制度の見直しなど国の動向を的確に見極めながら計画を推進していきます。



## 資料編

### 計画の策定経過

年月日	経過
平成28年 8月26日	太田市障がい者支援協議会 地域生活支援拠点整備 WG ○アンケート調査の内容検討 ※第4次太田市障がい者福祉計画の策定にあたり、アンケート調査を実施するが、地域生活支援拠点整備のアンケートを兼ねて行うこととした。
9月26日	太田市障がい者支援協議会 地域生活支援拠点整備 WG ○アンケート調査の内容決定
10月20日～ 11月13日	第4次太田市障がい者福祉計画の策定及び地域生活支援拠点整備のためのアンケート調査を実施
平成29年 1月23日	太田市障がい者支援協議会 地域生活支援拠点整備 WG ○アンケート調査結果の報告
2月17日～ 2月27日	障がい者団体、障がい者支援団体からのヒアリング調査の実施  第3次太田市障がい者福祉計画の施策の検証及び第4次太田市障がい者福祉計画の施策の方向性の調査の実施
3月10日	太田市障がい者支援協議会 定例会 ○第4次太田市障がい者福祉計画（案）の協議
3月24日	太田市障がい者支援協議会 全体会 ○第4次太田市障がい者福祉計画（案）の協議
4月 2日～ 5月 3日	第4次太田市障がい者福祉計画（案）についての意見公募の実施
5月11日	太田市障がい者支援協議会 定例会 ○第4次太田市障がい者福祉計画（案）の承認
5月30日	太田市障がい者支援協議会 全体会 ○第4次太田市障がい者福祉計画（案）の承認





## 第4次太田市障がい者福祉計画

発 行：太田市

発行年月：平成29年6月

編 集：太田市福祉こども部障がい福祉課

住 所：群馬県太田市浜町2番35号

電 話：0276-47-1111

